

入札関係書類受領書

【送信票】

滋賀労働局総務部総務課 会計第一係 行
担当者：小川 (ogawa-keishirou. ht8@mhlw.go.jp)

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載のうえ、
上記担当宛に必ずメールで送信してください。

入札件名	令和8年度 滋賀労働総合庁舎ほか9施設における機械警備業務委託	
参加入札方式 (いずれかに○)	電子入札	紙入札
受領日 (ダウンロード日)		
事業所名		
担当者名		
担当者電話番号		
担当者メールアドレス		
備考 (質問事項)		

※ 急な仕様の変更等ダウンロードした業者様にご連絡する際に使用します。

令和8年度 滋賀労働総合庁舎ほか9施設における機械警備業務委託に係る入札説明書

●入札説明書

●様式等

別紙- 1 - 1 入札書作成様式

別紙- 1 - 2 入札金額内訳書作成様式

別紙- 2 委任状作成様式

別紙- 3 紙入札方式による参加理由書

別紙- 4 競争参加資格等確認関係書類の紙による届出について

別紙- 5 - 1 一般競争入札参加申込書（電子調達（入札）用）
(兼 競争参加資格等に係る申立書)

別紙- 5 - 2 一般競争入札参加申込書（紙入札用）
(兼 競争参加資格等に係る申立書)

別紙- 6 提出書類（競争参加資格等確認関係書類）について

別紙- 7 契約書（案）

別紙- 8 誓約書作成様式

別紙- 9 保険料納付に係る申立書

別紙- 1 0 入札辞退届作成様式

別紙- 1 1 入札書封筒記載例

別紙- 1 2 自己申告書

別冊 仕様書

入札説明書

令和8年度 滋賀労働総合庁舎ほか9施設における機械警備業務委託

滋賀労働局総務部総務課

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 滋賀労働局総務部長

杉山 龍吾

2 競争に付する事項

- (1) 件名 令和8年度 滋賀労働総合庁舎ほか9施設における機械警備業務委託
- (2) 特質等 別添仕様書による
- (3) 履行期間 別添仕様書による
- (4) 履行場所 支出負担行為担当官指定の場所

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 以下の各号のいずれかに該当する者
 - ア. 当該契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
 - イ. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないとした者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)
 - ア. 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - カ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - キ. 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (2) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、近畿地域における資格を有しており、「役務の提供等」A、B、C、D等級のいずれかに格付けされている者であること。
 - (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加することができない。
 - ① 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者
 - ② 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ③ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
 - (4) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
 - (5) 次の要件を満たす者であること。
 - ① 次に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(オ及びカについては2保険年度)の保険料の滞納がない者であること。
 - ア. 厚生年金保険 イ. 健康保険 ウ. 船員保険 エ. 国民年金
 - オ. 労働者災害補償保険 カ. 雇用保険
 - ※ 各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

② この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

③ 労働関係法令を遵守している者であること

4 入札にかかるスケジュール等について

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

① 一般競争入札参加申込書受付開始 令和8年1月5日(月) 9時00分から

※申込時必要提出書類(詳細は別紙-6参照)

- ・一般競争入札参加申込書
- ・資格審査結果通知書(写)
- ・誓約書(支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨を誓約したもの)
- ・役員等名簿(法人のみ)
- ・保険料納付に係る申立書
- ・自己申告書

※ 電子調達システムにより入札を参加をする者は、上記書類をスキャナ等により電子データ化したものを、電子調達システムの手順に応じて提出しなければならない。競争参加資格等確認関係書類を電子データ化する際は、各項目別に一つのファイルを作成するものとする。また、電子調達システムはシステム上、一つのファイルしか送付できないため、作成した各項目別のファイルは、LZH形式又はZIP形式にて圧縮の上、一つのファイルとして送付すること。

なお、送付する際において、システム上、3メガバイト以上のファイルは送付できず、また、ファイルは一回しか送付できないので留意すること。

※ 電子調達システムで入札参加する場合であって、特段の事情により上記書類を電子データ化することができない場合については同書類を紙によって提出することを認めるが、その場合であっても、別紙-4の「競争参加資格等確認関係書類の紙による提出について」は、MS-WORD又は一字太郎で作成の上、電子調達システムにより提出すること。なお、本処理を行わない場合、同システムによる入札ができなくなるので留意すること。

② 一般競争入札参加申込書受付締切 令和8年1月22日(木) 17時00分まで

③ 入札書受付開始 令和8年1月5日(月) 9時00分から

④ 入札書受付締切 令和8年1月22日(木) 17時00分まで

※通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

※入札に際しては入札金額の内訳書(別紙1-2)を必ず添付すること。

⑤ 代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。また、技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに 委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子調達システムによる入札においては、復代理人による応札は認めない。

(2) 紙による入札を行う場合

① 一般競争入札参加申込書受付開始 令和8年1月5日(月) 9時00分から

※持参又は郵送での受付とする。入札参加申込書の提出期限までに到着するよう、時間の余裕をもって提出すること。

※申込時必要提出書類(詳細は別紙-6参照)

- ・一般競争入札参加申込書
- ・紙入札方式による参加理由書
- ・資格審査結果通知書(写)
- ・誓約書(支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨を誓約したもの)
- ・役員等名簿(法人のみ)
- ・保険料納付に係る申立書
- ・自己申告書

② 一般競争入札参加申請書受付締切 令和8年1月22日(木) 17時00分まで

③ 入札書受付開始 令和8年1月5日(月) 9時00分から

④ 入札書受付締切 令和8年1月22日(木) 17時00分まで

※入札に際しては入札金額の内訳書(別紙1-2)を必ず添付すること。

⑤ 代理人による入札

代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時に別紙-2様式による代理委任状を提出しなければならない。(委任状の日付は提出とする)

⑥ 入札書提出方法

- ※ 入札書は別紙-1の様式にて作成して封緘し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官滋賀労働局総務部長殿)及び「令和〇〇年〇〇月〇〇日開札[〇〇〇〇]の入札書在中」と記載すること。(記載例:別紙-11参照)
- ※ 持参又は郵送での受付とする。ただし郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限るものとする。入札書の提出期限までに入札書が到着するよう、余裕をもって郵送すること。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。
なお、電話、電信等上記以外による提出は認めない。
- ※ 紙による入札で、開札に立ち会わない場合は、再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に加え、第2回目、第3回目の入札書を前もって提出することができる。この場合、各回の入札書は別々の封筒に入れ、何回目の入札書であるかどうかを必ず明記すること。

(3) 開札

① 開札の日時及び場所

令和8年1月23日(金) 11時00分

滋賀労働総合庁舎 4階 共用会議室

② 電子調達システムによる入札の場合

立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

③ 紙による入札の場合

紙による入札書を提出した場合、開札に入札者が立ち会わないとときは入札事務に關係のない当局の職員を立ち会わせて開札を実施するが、入札者又は代理人は、電話等の連絡が取れる環境で待機しなければならない。

(4) 再度入札の取り扱いについて

開札の結果、入札価格が当局の予定価格の制限に達した入札がない場合は、ただちに再度入札を行う。なお、再度入札は2回を限度とする。

また、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

なお、開札の際に、第2回目以降の入札書を提出していない又は電子調達システムの端末の前で待機しなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(5) 一般競争入札参加申込書・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合わせ先
〒520-0806 大津市打出浜14-15
滋賀労働局総務部総務課会計第一係
担当者：小川 電話 077-522-6647

5 入札及び開札に関する注意事項

(1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 一般競争入札参加申込書が指定した日時までに提出がない場合。
- ② 入札者またはその代理人が、本案件にかかる入札において他の入札者の代理人を兼ねた場合。
- ③ 入札書の金額を訂正した場合。
- ④ 入札書に記名がされていないもの。
- ⑤ 金額の数字及び入札者の名称等、記載事項が不明瞭なもの。
- ⑥ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがあるもの。
- ⑦ 予算決算及び会計令第70条及び71条に規定する者が入札した場合。
- ⑧ 入札公告に指定した競争参加資格の等級以外の者が入札した場合。
- ⑨ 担当官が入札不完全と認めた場合。
- ⑩ 入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した場合。
- ⑪ 誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反すこととなった場合。

(2) 入札書には、入札者の住所・氏名の記入をし、日付については提出日を記入すること(開札日ではない)。

(3) 入札金額について

- ① 入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もること。
- ② **入札金額の内訳書(別紙1-2)を必ず添付すること。**
内訳書の金額の合計は、入札金額と合致させること。
- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書には記載すること。

(4) 入札書提出後の内容変更及び取消しについては、一切受け付けないこと。

(5) 入札参加者は、入札参加申込書等を提出した後でも、入札執行(開札)の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、別紙一10入札辞退届を電子調達システム、持参又は郵便により提出すること。

なお、入札を辞退しても、これを理由として以後の調達で不利益な取り扱いを受けることはない。

(6) 入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(7) 電子調達システムにより執行した案件については、入札結果を落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表するので留意すること。
また、契約締結状況(入札件名、契約業者名及び契約金額等)を滋賀労働局ホームページに公表する。

(8) 担当者等から提出される契約関係書類(入札書等)については、事業者としての決定であり、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得るため了承のこと。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 落札者

- (1) 一般競争入札(最低価格落札方式)とする。
本入札説明書4(1)又は(2)に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額をメール、電話等及び電子調達システムの落札通知書により通知するものとする。
- (3) 落札者となるべき者が二以上あるときは、電子調達システムによりくじ引きを行い、落札者を決定する。
- (4) 契約書の作成
① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

8 支払条件

別紙一7の契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

9 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨
- (2) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。
・ヘルプデスク 0570-000-683
・ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
- (3) 違約金等について
落札した者が契約を締結しない場合、入札保証金を納めているときはそれが国庫に帰属し、入札保証金を納めていないときは入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納めなければならない。
- (4) 人権尊重への取組
入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (5) 再委託を予定している者の取り扱い
業務の全部を再委託しようとする者、業務における総合的な企画及び判断を再委託しようとする者、業務遂行管理部分を再委託しようとする者は競争に参加することができない。
なお、原則として、契約金額の二分の一以上の再委託は承認しない。
- (6) 入札公告の取消
支出負担行為担当官は、契約を締結するまでは、いつでも入札公告を取り消し、調達手続を中止することがある。
- (7) 臨機の措置
自然災害、電子調達システムの不調等やむを得ない場合には、支出負担行為担当官は日程の変更その他必要な指示を行う。

◎様式等

- ・別紙－1 入札書作成様式
- ・別紙－2 委任状作成様式
- ・別紙－3 紙入札方式による参加理由書
(紙での入札参加をする場合のみ必要)
- ・別紙－4 競争参加資格等確認関係書類の紙による届出について
(電子調達システムで入札参加をする場合であって、かつ別紙－6の競争参加資格等確認関係書類を紙によって提出する場合のみ必要)
- ・別紙－5－1 一般競争入札参加申込書(電子調達(入札)用)
(兼 競争参加資格等に係る申立書)
- ・別紙－5－2 一般競争入札参加申込書(紙入札用)
(兼 競争参加資格等に係る申立書)
- ・別紙－6 提出書類(競争参加資格等確認関係書類)について
- ・別紙－7 契約書(案)
- ・別紙－8 誓約書作成様式
- ・別紙－9 保険料納付に係る申立書
- ・別紙－10 入札辞退届作成様式
- ・別紙－11 入札書封筒記載例
- ・別紙－12 自己申告書
- ・別冊 仕様書

入札スケジュール等一覧

調達件名 令和8年度 滋賀労働総合庁舎ほか9施設における機械警備業務委託

1 調達スケジュール

公告期間(説明資料交付期間) : 令和8年1月5日(月)から 令和8年1月22日(木)

(12 日)

参加申込書等受付期間 : 令和8年1月5日(月)から 令和8年1月22日(木)

※最終日は 17時00分 まで

入札書提出期間 : 令和8年1月5日(月)から 令和8年1月22日(木)

17時00分 まで

競争入札執行(開札)日時 : 令和8年1月23日(金) 11時00分

会場 : 滋賀労働総合庁舎 4階 共用会議室

2 本調達の問い合わせ先

滋賀労働局総務部総務課会計第一係 担当 : 小川
〒520-0806大津市打出浜14-15
TEL : 077-522-6647

入札書

一金

(消費税抜きの金額を記載すること。)

但し、令和8年度 滋賀労働総合庁舎ほか9施設における機械警備業務委託にかかる代金として

入札説明書の内容について承諾のうえ、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

代 理 人

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

電子くじ番号 (任意の数字3桁を記入)		

(注意) 入札金額については、賃金・最低賃金上昇予定分、一般管理費等その他諸費用を全て見込むこと。
「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

令和8年度 滋賀労働総合庁舎ほか8施設における機械警備業務委託 入札金額内訳書

No.	品目	単価	数量	金額
	機械警備設置費用			
	(内訳)			
1	滋賀労働総合庁舎		一式	
2	彦根労働基準監督署		一式	
3	東近江労働基準監督署		一式	
4	大津公共職業安定所高島出張所		一式	
5	長浜公共職業安定所		一式	
6	彦根公共職業安定所		一式	
7	東近江公共職業安定所		一式	
8	甲賀公共職業安定所		一式	
9	草津公共職業安定所		一式	
10	助成金センター		一式	
	機械警備保守料			
	(内訳)			
1	滋賀労働総合庁舎		12ヶ月	
2	彦根労働基準監督署		12ヶ月	
3	東近江労働基準監督署		12ヶ月	
4	大津公共職業安定所高島出張所		12ヶ月	
5	長浜公共職業安定所		12ヶ月	
6	彦根公共職業安定所		12ヶ月	
7	東近江公共職業安定所		12ヶ月	
8	甲賀公共職業安定所		12ヶ月	
9	草津公共職業安定所		12ヶ月	
10	助成金センター		12ヶ月	
	合計			

商号又は名称

代表者氏名

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

委任者

所 在 地
名 称
代 表 者

下記に係る権限について下記の者を代理人と認め委任します。

記

調達案件 令和8年度 滋賀労働総合庁舎ほか9施設における機械警備業務委託

- 委任事項
- 入札及び見積もりについて
 - 入札に係る諸届について
 - 開札の立ち会いについて
 - 契約締結について
 - 代金の請求及び受領について
 - 保証金の納付並びに還付請求及び受領について

受任者 住所又は所在地
商号又は名称
代理人の職・氏名

※ 委任事項については、該当項目にチェックを行うこと。

別紙 一 3
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人

紙入札方式による参加理由書

下記の案件について、電子調達システムを利用しての入札に参加できないため、紙入札での参加を希望します。

記

- 1 入札案件 令和8年度 滋賀労働総合庁舎ほか9施設における機械警備業務委託
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由



別紙 一 4
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人

競争参加資格等確認関係書類の紙による届出について

下記の案件に係る競争参加資格等確認関係書類については、令和 年 月 日紙媒体により提出いたします。

記

入札案件 令和8年度 滋賀労働総合庁舎ほか9施設における機械警備業務委託

一般競争入札参加申込書(電子調達(入札)用)

(兼 競争参加資格等に係る申立書)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく下記により申し込みいたします。

なお、この申込書(申告書)に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

記

● 入札案件名 令和8年度 滋賀労働総合庁舎ほか9施設における機械警備業務委託

● 競争に参加する者に必要な資格に関する事項(競争参加資格等に係る申し立て)

- ・ 令和07・08・09年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)における参加資格。
※写しを提出すること。

業務の種別() ()等級

- ・ 現在、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもない。

はい · いいえ

- ・ 直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がない。

はい · いいえ

- ・ その他の入札参加資格を全て有している。

はい · いいえ

- ・ 契約者となった後に、契約に基づく報告事項(法令違反や反社会勢力による不当介入等)が生じた場合には速やかに報告する。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応する。

はい · いいえ

- ・ 最低賃金法で定める最低賃金(毎年10月頃の改定により最低賃金額が改定された場合は、当該改定後の最低賃金)を超える額を労働者に支払うこと。

はい · いいえ

一般競争入札参加申込書(紙入札用)

(兼 競争参加資格等に係る申立書)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく下記により申し込みいたします。

なお、この申込書(申告書)に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

記

- 入札案件名 令和8年度 滋賀労働総合庁舎ほか9施設における機械警備業務委託

- 競争に参加する者に必要な資格に関する事項(競争参加資格等に係る申し立て)

- 令和07・08・09年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)における参加資格。
※写しを提出すること。
業務の種別() ()等級
はい • いいえ
- 現在、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもない。
はい • いいえ
- 直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がない。
はい • いいえ
- その他の入札参加資格を全て有している。
はい • いいえ
- 契約者となった後に、契約に基づく報告事項(法令違反や反社会勢力による不当介入等)が生じた場合には速やかに報告する。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応する。
はい • いいえ
- 最低賃金法で定める最低賃金(毎年10月頃の改定により最低賃金額が改定された場合は、当該改定後の最低賃金)を超える額を労働者に支払うこと。
はい • いいえ

- 事業所情報

1	事業所名・代表者(役職)	
2	所在地・郵便番号	〒
3	代表者電話番号	
4	担当者所属名称・氏名	
5	担当者所属所在地	〒
6	担当者電話番号	
7	担当者メールアドレス	

※1~7まで漏れなく記入すること。

※代理人で参加する場合には、委任状を添付すること。

提出書類（競争参加資格等確認関係書類）について

調達件名：令和8年度 滋賀労働総合庁舎ほか9施設における機械警備業務委託

●参加申込書等受付期限までに提出いただくもの

受付期限 令和8年1月22日(木)

	提出書類	電子 調達	紙入札	備考
A 当局の調達に共通する書類				
1	一般競争入札参加申込書（電子調達（入札）用） (兼 競争参加資格等に係る申立書)	<input type="radio"/>		別紙－5－1
2	一般競争入札参加申込書（紙入札用） (兼 競争参加資格等に係る申立書)		<input type="radio"/>	別紙－5－2
3	紙入札方式による参加理由書		<input type="radio"/>	別紙－3
4	一般競争入札（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）審査 結果通知書（写）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	令和07・08・09年度にかかるもの
5	誓約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	別紙－8
6	全役員の氏名・生年月日が明らかとなる資料	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	法人のみ（任意様式）
7	保険料納付に係る申立書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	別紙－9
8	自己申告書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	別紙－12
B 本調達で特に必要となる書類				
	なし			

※電子調達システムを利用する場合は、「証明書・提案書等提出画面」で提出書類を添付してください。添付するファイルの形式（拡張子）は「.bmp」「.jpg」「.pdf」のいずれかとします。

●入札書提出期間中に提出いただくもの

提出期限 令和8年1月22日(木)

	提出書類	電子 調達	紙入札	備考
1	入札書（別紙-1-1）		<input type="radio"/>	
2	入札金額内訳書（別紙-1-2）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
3	委任状（別紙-2）		<input type="radio"/>	

※電子調達システムを利用する場合は、「入札書提出画面」で添付してください。

※紙入札の場合は、入札書と（入札金額内訳書）を封筒に封入し、委任状は封入せずに提出してください。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾（以下「甲」という。）と事業所名 役職 代表者氏名（以下「乙」という。）は、令和8年度 滋賀労働総合庁舎ほか9施設における機械警備業務委託に関し、下記条項により契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別添「仕様書1」、「仕様書2」「仕様書3」に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は金 ○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額金○○○○円）とし、内訳は別添2のとおりとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第4条 この契約の保証金は、免除する。

（履行期間及び場所）

第5条 この契約の履行期間及び場所は別添「仕様書1」、「仕様書2」「仕様書3」のとおりとする。

（費用負担）

第6条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

（再委託）

第7条 乙は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

- 3 乙は業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再受託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して再受託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

- 第8条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第7条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならぬ。
- 2 乙は、再委託先またはその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、または行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

（履行体制）

- 第9条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号または名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
 - (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
 - (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - (3) 契約金額の変更のみの場合。
 - 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（遅滞料）

- 第10条 甲は、乙が第5条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

（納期の無償延期）

- 第11条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その自由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条の規定にか

かわらず、遅滞料を免除することができる。

(監督)

第12条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(業務の完了検査)

第13条 甲は、随時機械警備にかかる検査を行うものとする。

(契約金額の請求及び支払い)

第14条 乙は、前条の検査終了後、第3条第1項の規定により支払請求書を「官署支出官 滋賀労働局長」あてに作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(遅延利息)

第15条 甲は、自己の責めに帰する事由により前条第2項の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対し年2.5%の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第16条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利または義務の全部若しくは一部を第三者に委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約期間満了後又は解除後においても同様とする。

(個人情報保護)

第18条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
- 3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならぬ。
- 4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、またはその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- 5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
- 6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(契約の解除等)

第19条 甲はいつでも自己の都合によって、この契約を解除することができる。

- 2 次の各号の一に該当するときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。
この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。
 - (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
 - (2) 乙が正当な理由なくこの契約を履行しないとき。
 - (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (4) 乙が正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
 - (5) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(危険負担)

第20条 天災その他不可抗力または甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は本契約に基づく業務遂行中、乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害について、次項の賠償額を限度として、保険により甲に対しその損害を賠償するものとする。

- 2 前項の賠償限度額は、対人賠償については1事故につき金10億円、対物賠償については1事故につき金10億円とする。

ただし、対人賠償、対物賠償併せて1事故につき金10億円を限度とする。

- 3 乙が本契約に基づき業務を実施中に、第三者に対し損害を与えた場合には、甲は第三

者に対し、直接損害賠償の責に任ずるものとし、乙の責に帰すべき事由のあるときは、乙はその補償として客観的に承認された賠償額証明に基づき、前項に定めた限度内の金額を甲に支払うものとする。

- 4 甲は第1項及び前項の事故による損害が発生したときは、その事故を知った日から14日以内に書面をもって事故による損害の発生を乙に通知しなければならない。
- 5 乙は下記事項については一切責任を負わないものとする。
 - (1) 天変地異、その他不可抗力により生じた一切の損害。
 - (2) 警報機器が正常に作動したにも関わらず、乙の責に帰すことのできない事由で通常回線により送信が行われない状態にあつたために生じた一切の損害。
 - (3) 甲の責に帰すべき事由により警報機器が正常に作動しなかったことにより生じた一切の損害。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起された時を含む。）。
- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があつたことが判明したとき。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかつたとき。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号または第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後に請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第24条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない

（属性要件に基づく契約解除）

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第27条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるとときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第28条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第29条 甲は第25条、第26条及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし保障することは要しない。

- 2 乙は、甲は第25条、第26条及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ

等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第31条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第32条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第33条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（検査した業務が契約の内容に適合しない場合の措置）

第34条 甲は、第13条に規定する完了検査に合格した業務を提供した後において、当該業務が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、再度履行すること
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(法令遵守)

第35条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮しなければならない。

(紛争等の解決方法)

第36条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市打出浜14-15
支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾

乙 住所
法人名等
役職 代表者氏名

様式1

令和　年　月　日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 殿

(契約業者名称)
(代表者氏名)

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 殿

(契約業者名称)
(代表者氏名)

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式3

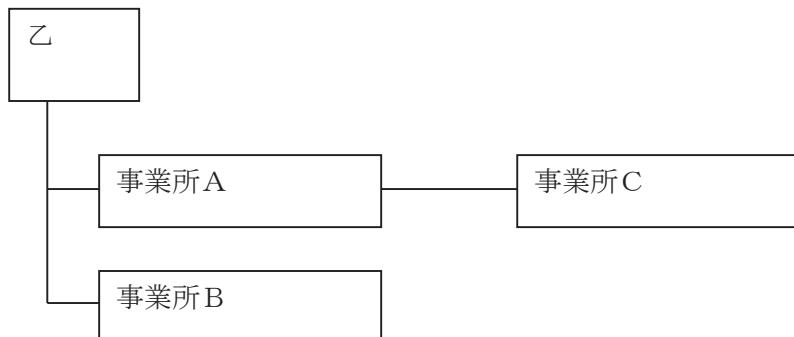
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（本件契約業者が再委託する事業所のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業所名	住所	契約金額（円）	業務の範囲
A	大津市〇〇・・・		
B			



様式4

令和　年　月　日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 殿

(契約業者名称)
(代表者氏名)

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

契約金額内訳

No.	品目	単価	数量	金額
	機械警備設置費用			
	(内訳)			
1	滋賀労働総合庁舎		一式	
2	彦根労働基準監督署		一式	
3	東近江労働基準監督署		一式	
4	大津公共職業安定所高島出張所		一式	
5	長浜公共職業安定所		一式	
6	彦根公共職業安定所		一式	
7	東近江公共職業安定所		一式	
8	甲賀公共職業安定所		一式	
9	草津公共職業安定所		一式	
10	助成金センター		一式	
	機械警備保守料			
	(内訳)			
1	滋賀労働総合庁舎		12ヶ月	
2	彦根労働基準監督署		12ヶ月	
3	東近江労働基準監督署		12ヶ月	
4	大津公共職業安定所高島出張所		12ヶ月	
5	長浜公共職業安定所		12ヶ月	
6	彦根公共職業安定所		12ヶ月	
7	東近江公共職業安定所		12ヶ月	
8	甲賀公共職業安定所		12ヶ月	
9	草津公共職業安定所		12ヶ月	
10	助成金センター		12ヶ月	
	合計			

誓 約 書

(私 ／ 当社) は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

住所

会社名

代表者

※個人の場合は生年月日を記載すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

令和 年 月 日

所 在 地

名 称

代 表 者

入札辞退届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

委任者

所 在 地

名 称

代 表 者

この度下記調達案件につきご辞退申し上げます。

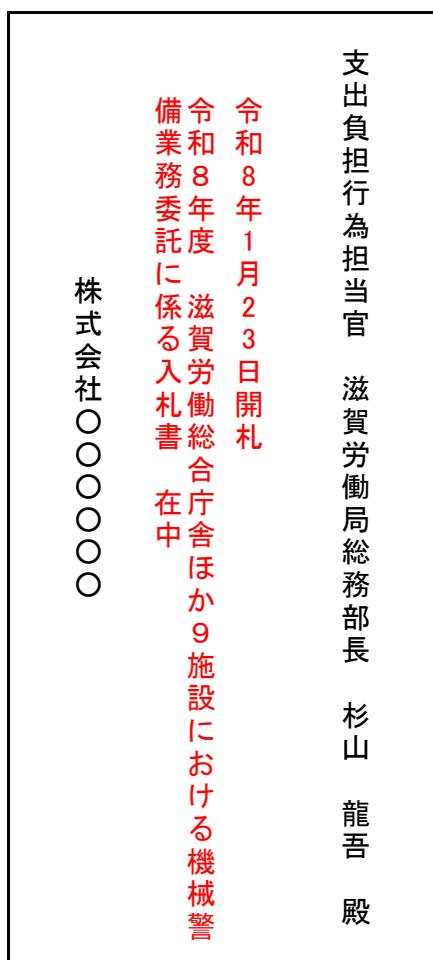
記

調達案件 令和8年度 滋賀労働総合庁舎ほか9施設における機械警備業務委託

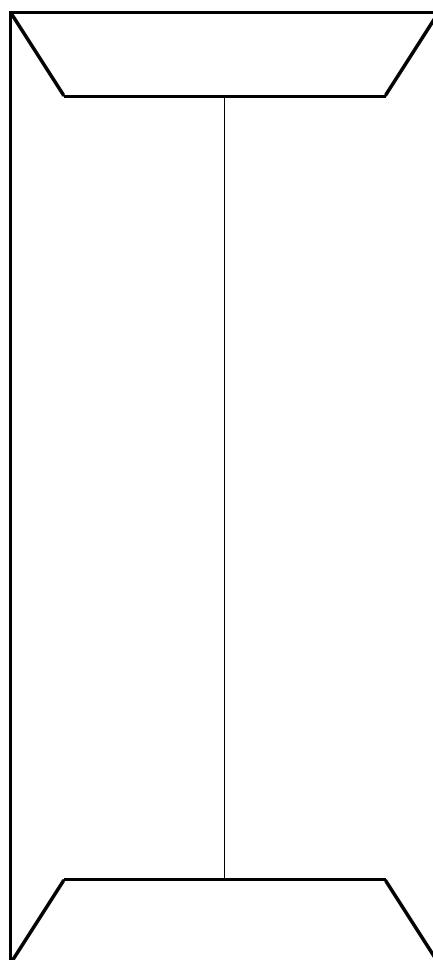
入札書封筒記入(例)

※長3サイズの封筒を使用してください

表



裏



自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があつたことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかつたことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

令和 年 月 日

所 在 地
名 称
代 表 者

仕様書 1

滋賀労働局（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する、甲の所有管理に属する警備対象施設に対する機械警備業務委託については、本仕様書に基づくこととする。

1 件名

令和 8 年度 滋賀労働総合庁舎ほか 9 施設における機械警備業務委託

2 目的

機械警備システムを導入することにより、下記 4 に示す警備対象施設（以下「施設」とする）における火災・盗難を防止し、その他の不良行為を排除するとともに、施設及び同施設内の動産等の財産の保全を図り、業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

3 機械警備業務委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

4 機械警備対象施設（履行場所）

所在地：滋賀県大津市打出浜 14 番 15 号

名 称：滋賀労働総合庁舎（以下「総合庁舎」という）

5 機械警備概要

（1）機械警備委託内容

ア 防犯監視業務

セキュリティーエリア（以下「エリア」という）を次の 6 エリアに分けているので、エリアごとに監視業務を行うものとする。なお、エリアの配置については別添 1 を参照のこと。

また、エリアごとに警備操作を行うこととし、乙は、各エリアが警戒状態となつたことを確認したうえで最終退庁者が退庁記録を行うことが出来る装置により監視業務を行うこととする。

エリア名	エリアの範囲
共用エリア	1 階：エントランスホール、EV ホール、階段 1、階段 2、受水槽・ポンプ室 2 階から 6 階：EV ホール、便所、階段 2、屋上階段
1・2 階エリア	共用エリア以外の 1 階、2 階部分
3 階エリア	共用エリア以外の 3 階部分
4 階エリア	共用エリア以外の 4 階部分
5 階エリア	共用エリア以外の 5 階部分

6階エリア	共用エリア以外の6階部分
-------	--------------

イ 火災監視業務

火災監視業務については、甲の所有する自動火災報知設備を管理する中央監視盤に結線を行い監視するものとする。

ウ 停電監視業務

停電監視業務については、甲の所有する設備盤を管理する中央監視盤に結線を行い監視するものとする。

エ 電気錠制御

電気錠制御については、別途指定する箇所に開閉センサーを設置し、電気錠のこじ開け等の異常を監視するものとする。

オ 金庫監視業務

金庫監視業務については、甲の所有する金庫に、金庫センサー及び振動センサーを設置し、金庫の開閉、持ち去り等の異常を監視するものとする。

カ 事故確知時における関係先への通報、連絡

キ 事故報告書の提出

(2) 機械警備方法

乙が設置する機械警備システムにより間断なく監視を行い、システムにより異常事態が確認された場合は乙の警備員が事態の対応を行う。

なお、異常事態が生じた場合は、警備業法等関係法令の定めるところにより、速やかに現場に到着し、当該異常事態に対応することとする。また、緊急事態に対応できる体制を常時備えていること（大津市内に、警備員が常駐する待機施設を少なくとも3施設以上備えていること）。

(3) 機械警備担当時間

開庁日 17：15～翌08：30（平日）

閉庁日 08：30～翌08：30（土・日・祝日 12/29～1/3含む）

(4) 機械警備の開始と終了

5の(3)の担当時間において、各エリアの警報装置作動開始の信号を受けた時間からエリアごとに警備を開始し、警報装置作動解除の信号を受けた時間に警備を終了するものとする。

6 機械警備設備の内容

総合庁舎においては、令和7年3月31日まで機械警備業務を委託しており、機械警備業務の実施に必要な警報装置及びこれに付帯する一切の設備が設置されている。

乙は、機械警備業務の実施にあたり、既設の機械警備設備を使用するか、使用できない場合は下記(1)から(7)に留意の上、別添2を参考とし、エリアごとに機械警備設備を設置すること。

(1) エリア侵入者監視用設備

各エリアにおける侵入者監視用設備の数は次のとおりとする。

名称	共用工 リア	1・2階 エリア	3階工 リア	4階工 リア	5階工 リア	6階工 リア	計
開閉センサー	5	3	3	3	3	3	20
人感センサー（広範囲型）	8	10	9	9	9	7	52
人感センサー（直線型）	0	2	3	3	2	3	13
金庫センサー (振動センサー が付属すること)	0	1	2	1	1	0	5
窓開閉センサー	0	63	0	0	0	0	0

(2) 警報装置

警報装置は、警備対象施設で発生した異常事態を乙へ自動的に通報するシステムとする。

なお、自動火災報知設備及び設備盤を管理する中央監視盤の位置は、4階エリア総務課執務室と局長室の間の壁面（総務課執務室側）となる。

(3) 制御装置（読み取り装置）

エリアごとに、全体の警備開始・解除を一斉にセットオン・オフできるものであり、セットを行った際には乙に警備開始・解除の信号を送るシステムとする。

警備開始・解除のセット・セットオフは非接触型の操作カード／タグ等（以下「操作用器具」という。（容易に複製することが困難となるようICチップが搭載されること））で行うものとし、乙は甲の指定する数量を無償で用意すること。

なお、エリアごとに必要な操作用器具の数量については、別添3による。また、所属する部署に加え、共用部の制御装置を操作する必要があるため、操作用器具に記録するデータは、別添3のとおりとする。

また、各エリアの警備開始操作漏れが生じた場合の対策として、乙が、エリアごと、かつ庁舎全体の機械警備を遠隔操作により作動させることができるシステムとする。

(4) テンキー

職員通用口及び公用車駐車場への出入り口に読み取り装置と一体型となったテンキーを設置すること。なお、テンキーの暗証番号については、甲が容易に設定できるものとすること。

(5) 設備設置工事

警備業務委託を、令和8年4月1日から確実に開始する必要があるため、機械警備設備設置に係る工事は、令和8年3月31日までに実施するものとする。

なお、総合庁舎に敷設されている配管のうち空配管の一部は、機械警備装置の設置に使用可能である。空配管の状況について現地確認を希望する場合は、申し出ること。ただし、当該配管以外の設備が必要な場合における工事は乙が行うものとし、工事に係る費用は乙の負担とする。

(6) 機械警備設備の費用負担

受託者の変更に伴い機械警備設備を新設する場合は、乙がこれを設置し、これに伴う工事費用は乙の負担とする。また、当該設備は乙の所有に属するものとする。

(7) 通信用回線

異常が生じた場合の甲乙間の通信回線は、甲の所有する ISDN 回線を使用すること。

7 機械警備計画書の作成について

各エリアに係る警備計画書については、乙が現地を確認のうえ作成し、工事開始後機械警備開始前までに甲の同意を得るものであること。

警備計画書：警備対象、警備料金内訳、警備目的、警備任務、警備方法、警備担当時間、警備責任時間、警備実施要領、異常事態発生時における乙の処置、事故報告書等の提出、鍵の預託、警報装置の保守点検、甲の緊急連絡者名簿の提出を必須項目とする。対象施設毎に設置警備機器の種類、設置箇所等を示した詳細な見取り図を添付すること。

8 機械警備開始時と終了時の取扱い

(1) 警備開始時における取扱い

各エリアにおける取扱い

エリアごとに、最終退庁者は防火、防犯その他の事故防止上必要な処置を行い、各警報機器のセット状況を制御装置や確認ランプ等で確認する。

その後最終退庁者は、設置した制御装置で操作用器具を使用し機械警備開始の状態にする。

なお、最終退庁者が24時を超えて在庁する場合、甲は、23時30分までに乙あて架電等により通知することとする。

受託者

各施設の最終退庁者の警備開始の操作により、自動的に信号を受信し、警備を開始する。

また、上記8(1)による制御装置の操作が実施されない場合であっても、乙は、遠隔操作により24時に庁舎全体の機械警備設備を作動させること。

(2) 警備終了時における取扱い

警備対象施設における取扱い

各施設の最初の入庁者は、制御装置で操作用器具を使用し機械警備解除の状態にする。

受託者

各警備対象施設の最初の入庁者の警備解除の操作により、自動的に信号を受信し、警

備を終了する。

(3) 入退庁状況の確認について

各エリアにおける日単位の入退庁状況を1ヶ月毎に書面で提出するか、甲のパソコン上で日単位の入退庁状況を閲覧・印刷できる状態にすること。

9 異常事態発生時における乙の処置

- (1) 警報受信装置により警備対象施設に異常事態が発生したことを確認したときには、乙は警備員を速やかに現地に急行せしめ、異常事態の調査を行うとともに、事態の拡大防止にあたる。
- (2) 警備対象施設に到着した警備員は異常事態を確認後、乙の警備監視部署にその状況を連絡し、必要に応じて所轄消防署、警察署、ガス会社、電力会社等の関係機関へ通報する。
- (3) 乙は、あらかじめ届出のある各警備対象施設の緊急連絡者へ連絡する。

10 事故報告書の提出

警備実施期間中に事故が発生したときは、乙は事故報告書を甲の警備責任者に提出するものとする。

11 鍵、操作用器具の預託

警備実施に必要な鍵、操作用器具は、それぞれ厳重な取扱いと保管をするものとする。また本契約期間満了時は、乙は速やかに甲に鍵、操作用器具を返却することとする。
なお、預託を受けた鍵は複製してはならない。

12 警報装置の保守点検

各警備対象施設に設置された警報装置の機能については、乙が適宜保守点検を行うものとし、点検の都度その状況を甲へ報告するものとする。

13 各警備対象施設の緊急連絡者名簿の提出

甲は、乙に対しあらかじめ緊急連絡者名簿を提出することとし、緊急連絡者名に変更があるときは、遅滞なくその都度文書をもって通知する。

14 再委託について

別添4のとおり

15 その他

- (1) 通常使用する回線が万一切断された場合でも、別の回線やその他の手段により機械警備状況を警備監視部署において認知できること。
- (2) 警報機器を撤去する必要が生じた場合、また本契約期間満了後（契約期間途中の解除を含む）における警報機器の撤去に要する費用は乙の負担とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。

(4) 施設内において工事等を行う場合、警報器機等の配置に変更が生じることがありえるが、その場合は別途協議するものとする。またその場合に係る費用についても、別途協議するものとする。

(5) 乙は業務の遂行に当たり知り得た個人情報又は甲が秘密保持すべき対象として指定した情報等については厳に秘密を保持し、甲の事前の承諾なくしてこれらを第三者に開示又は漏洩してはならない。また、業務遂行後これら的情報に係るデータを削除し、データを返却すること。

(6) 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

(契約担当) 滋賀労働局 総務部総務課 会計第1係

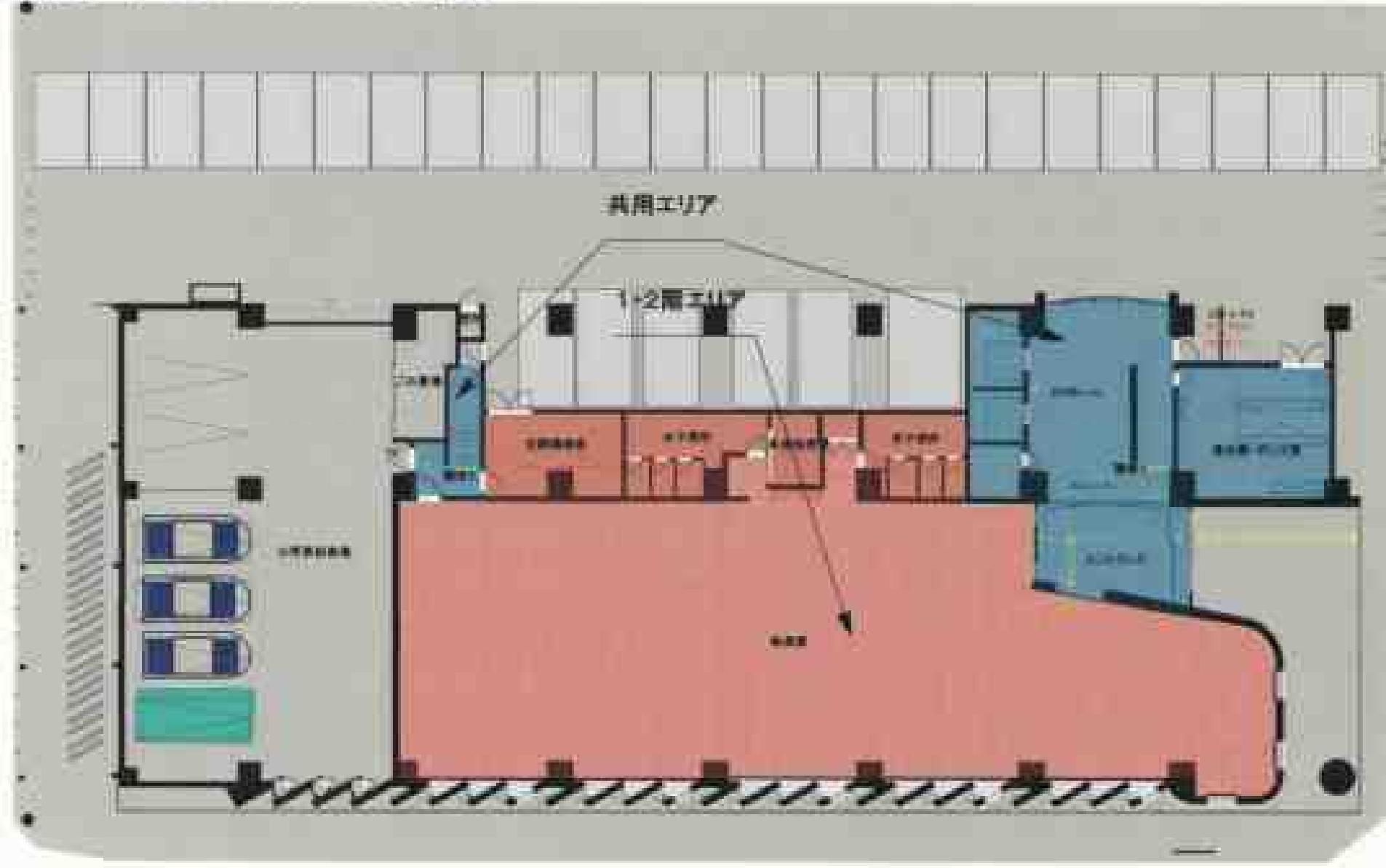
電話番号 077-522-6647

(7) 入札金額は、毎月の警備費用及び機械警備システムの機器・保守費用及び設置に係る工事費用等全て含めること。

16 部署名

名 称	電話番号	階数
大津公共職業安定所	077-522-3773	1階
大津公共職業安定所	同上	2階
大津労働基準監督署	077-522-6641	3階
滋賀労働局 総務部労働保険徴収室	077-522-6520	3階
滋賀労働局 総務部総務課	077-522-6647	4階
滋賀労働局 雇用環境・均等室	077-523-1190	4階
滋賀労働局 労働基準部	077-522-6649	5階
滋賀労働局 職業安定部	077-526-8609	5階
滋賀労働局 労働基準部労災補償課	077-522-6630	6階

1階 ハローワーク大津



2階 ハローワーク大津

共用エリア

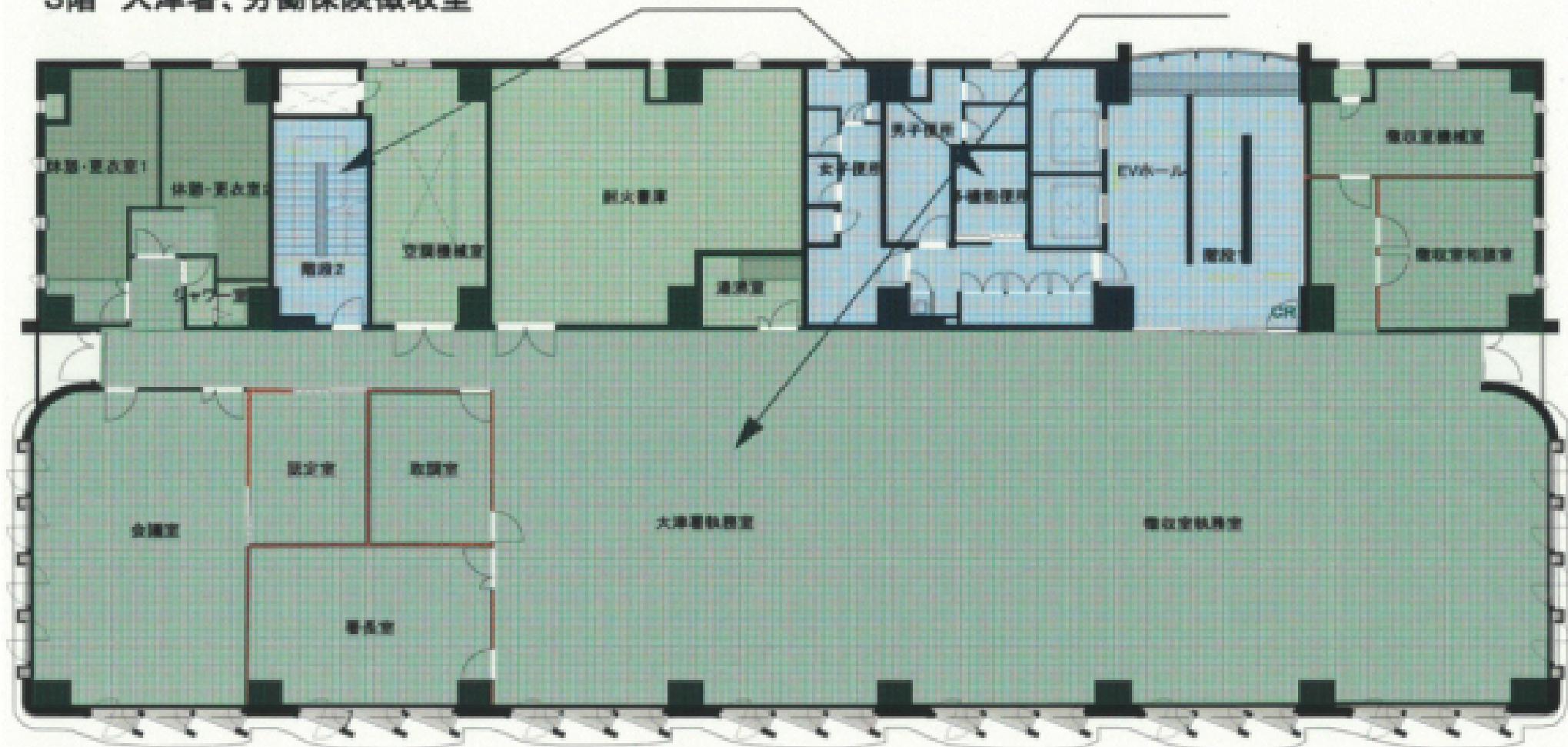
1・2階エリア



3階 大津署、労働保険徵収室

共用エリア

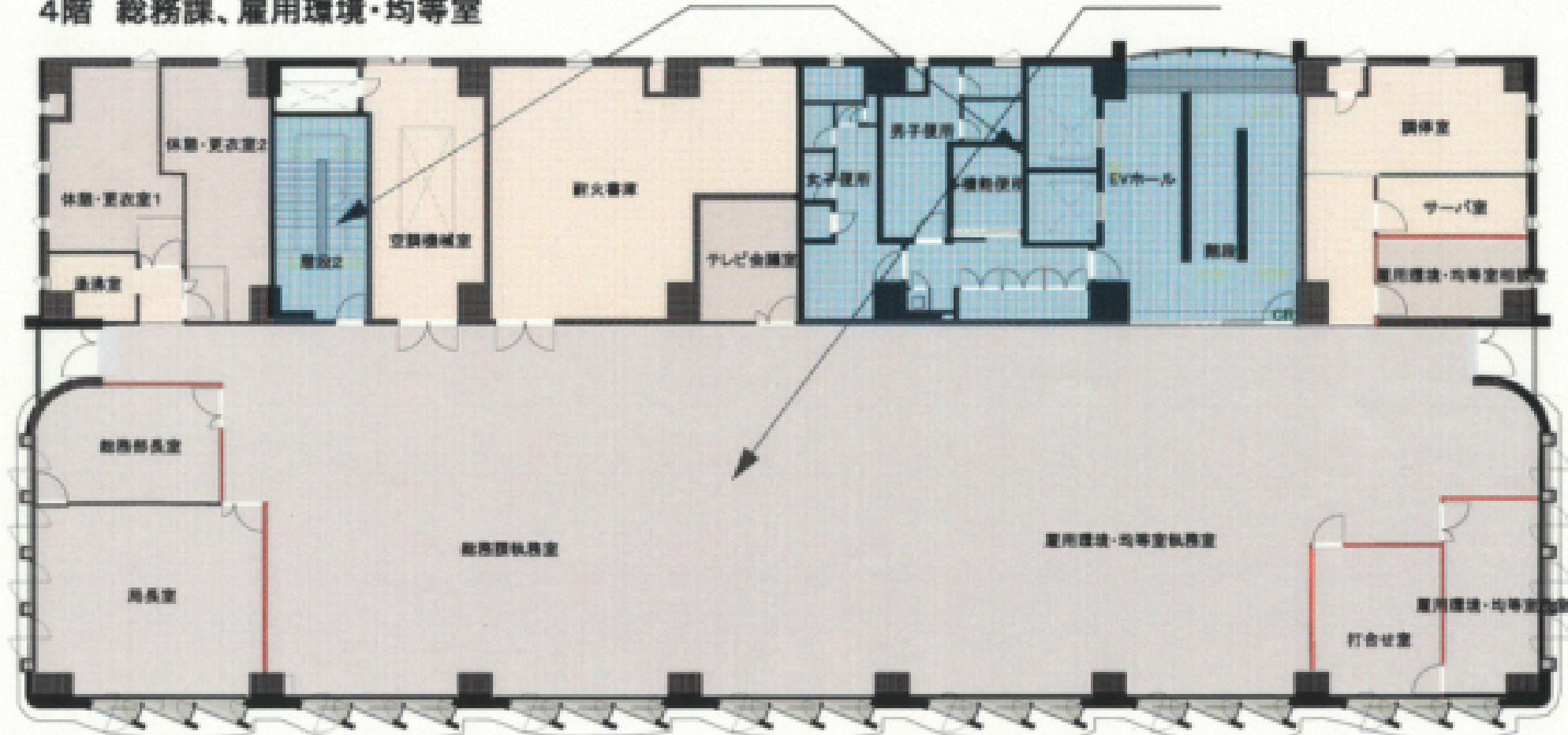
3階エリア



4階 総務課、雇用環境・均等室

共用エリア

4階エリア

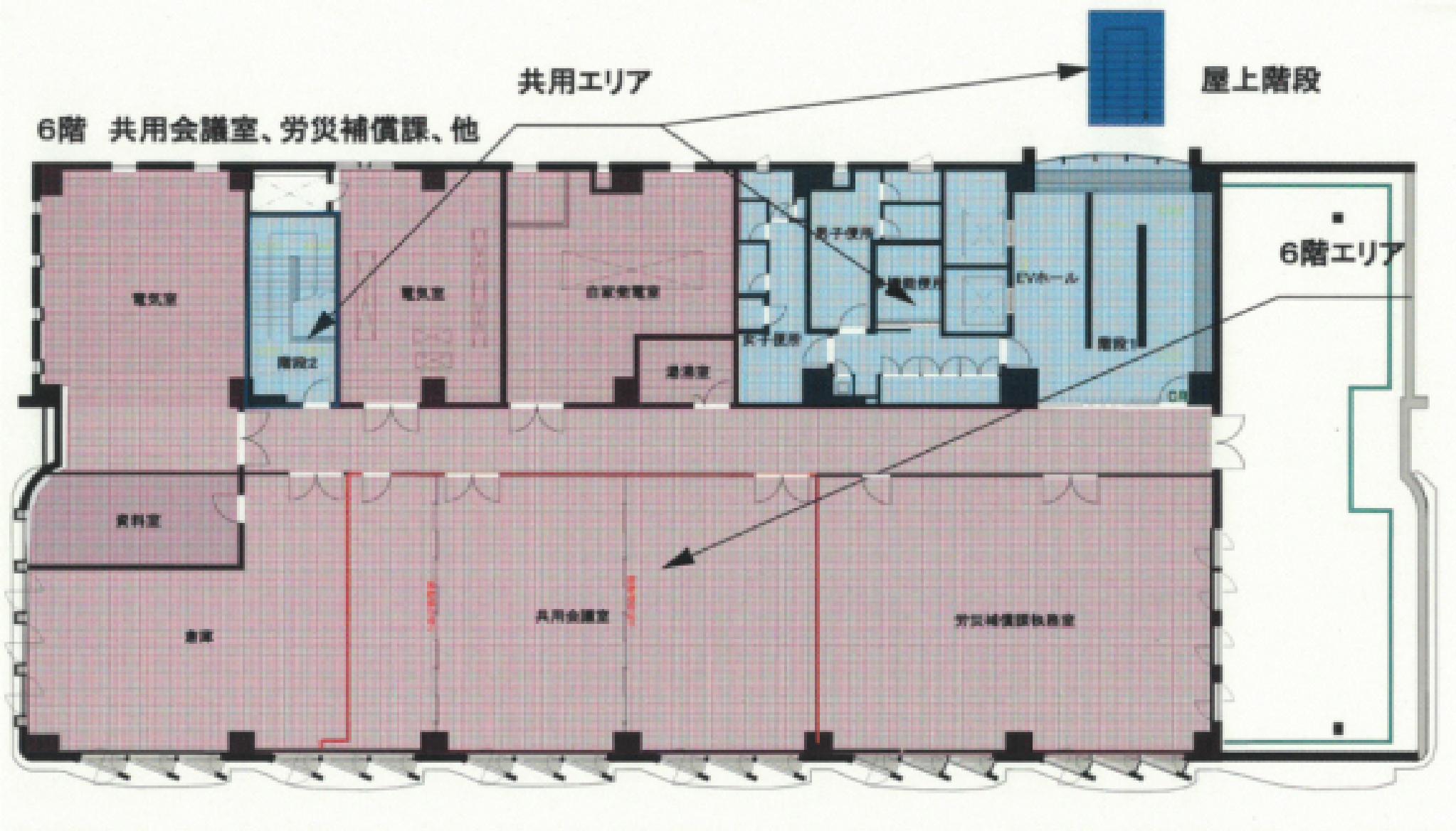


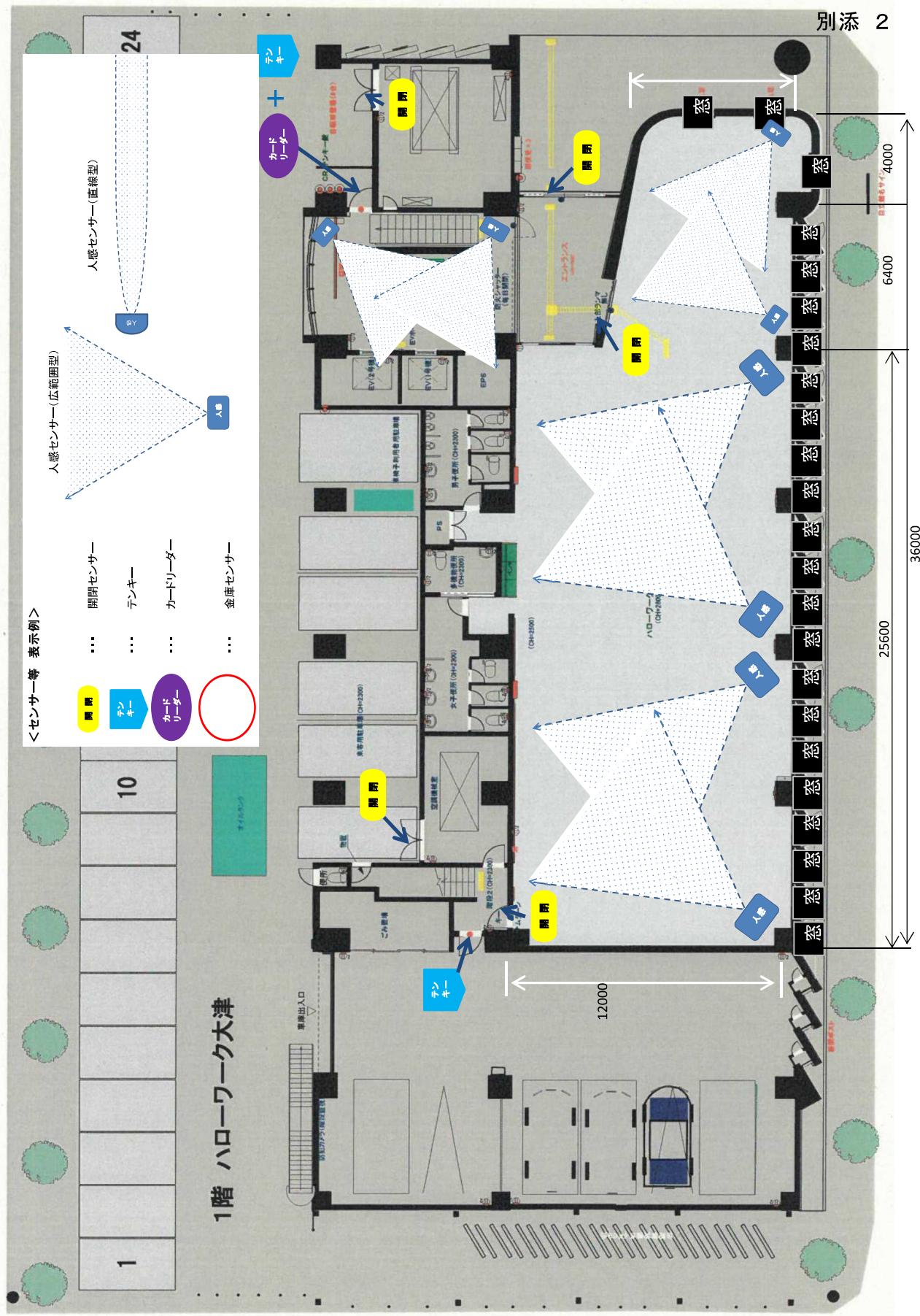
5階 労働基準部、職業安定部

公用エリア

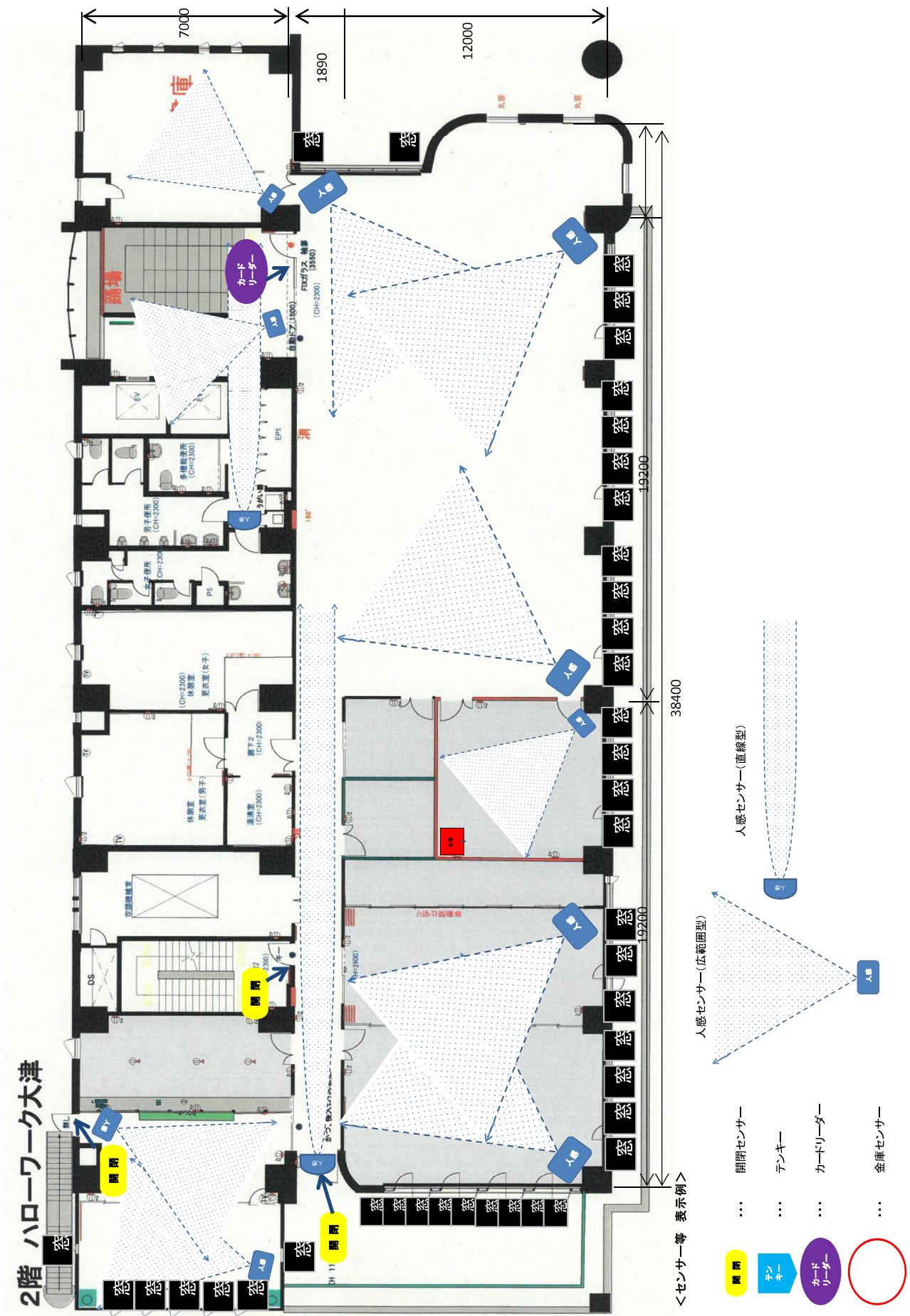
5階エリア







2階 ハローワーク大津



<センサー等 表示例>



開閉センサー



テンキー



カードリーダー



金庫センサー

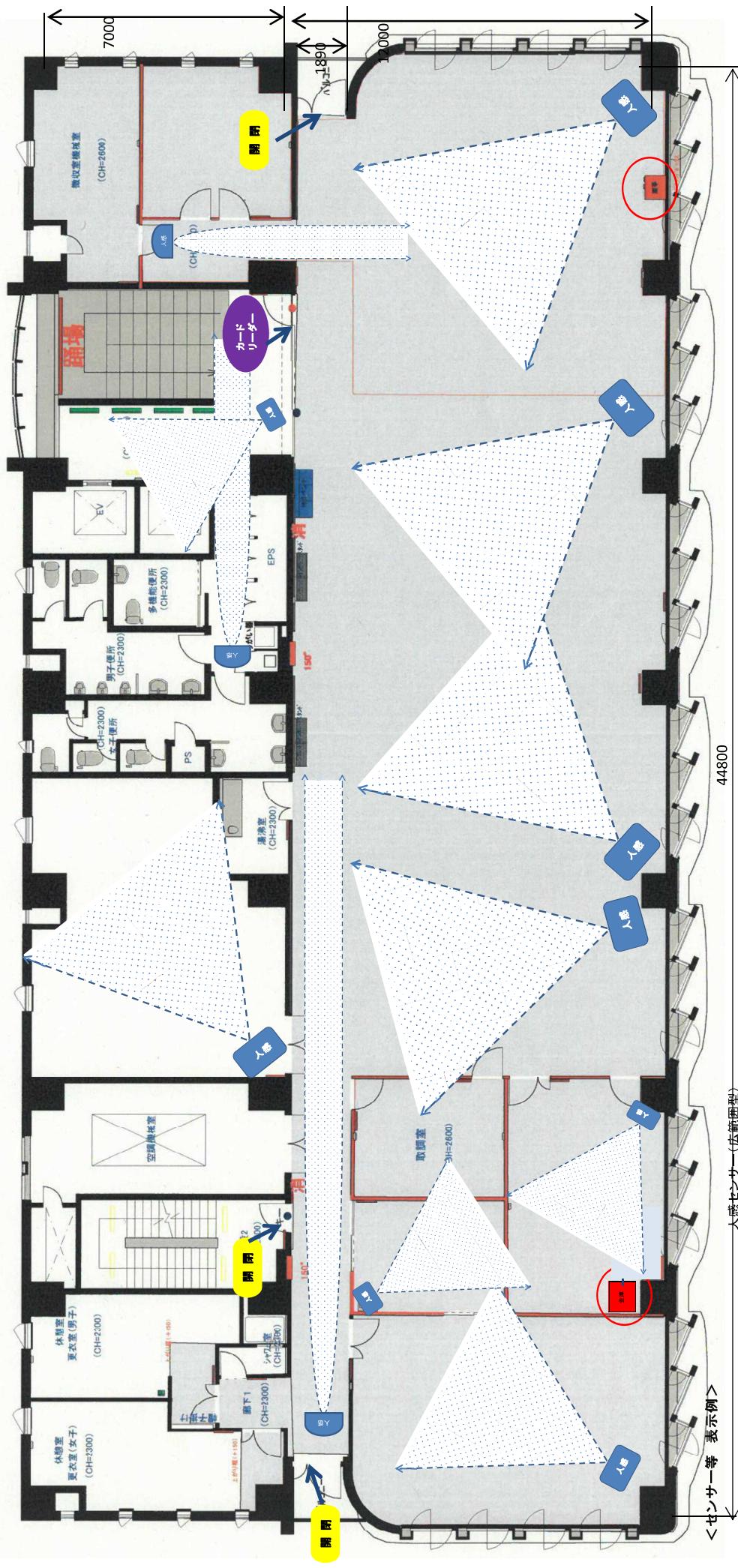


人感センサー(直線型)

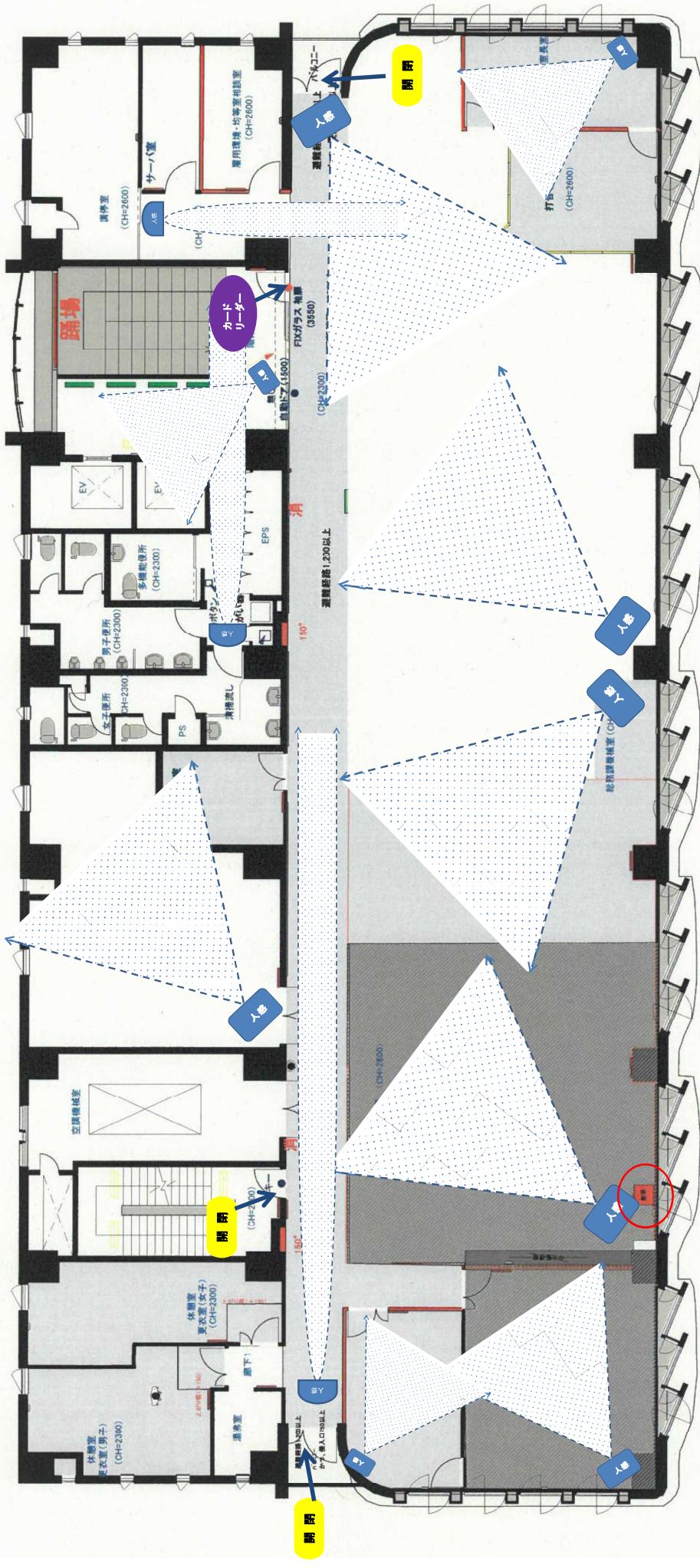


人感センサー(広範囲型)

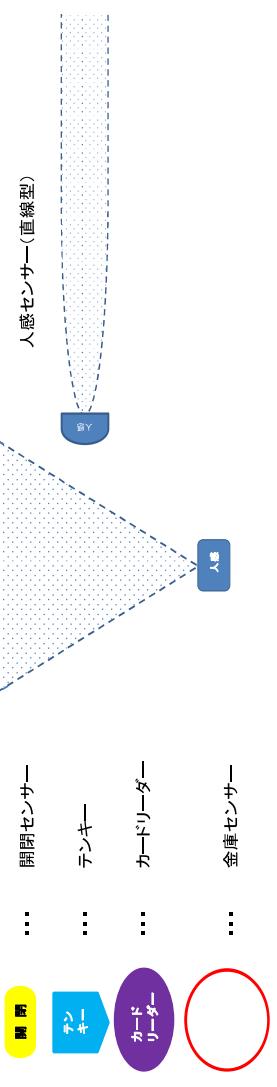
3階 大津署・徵収室



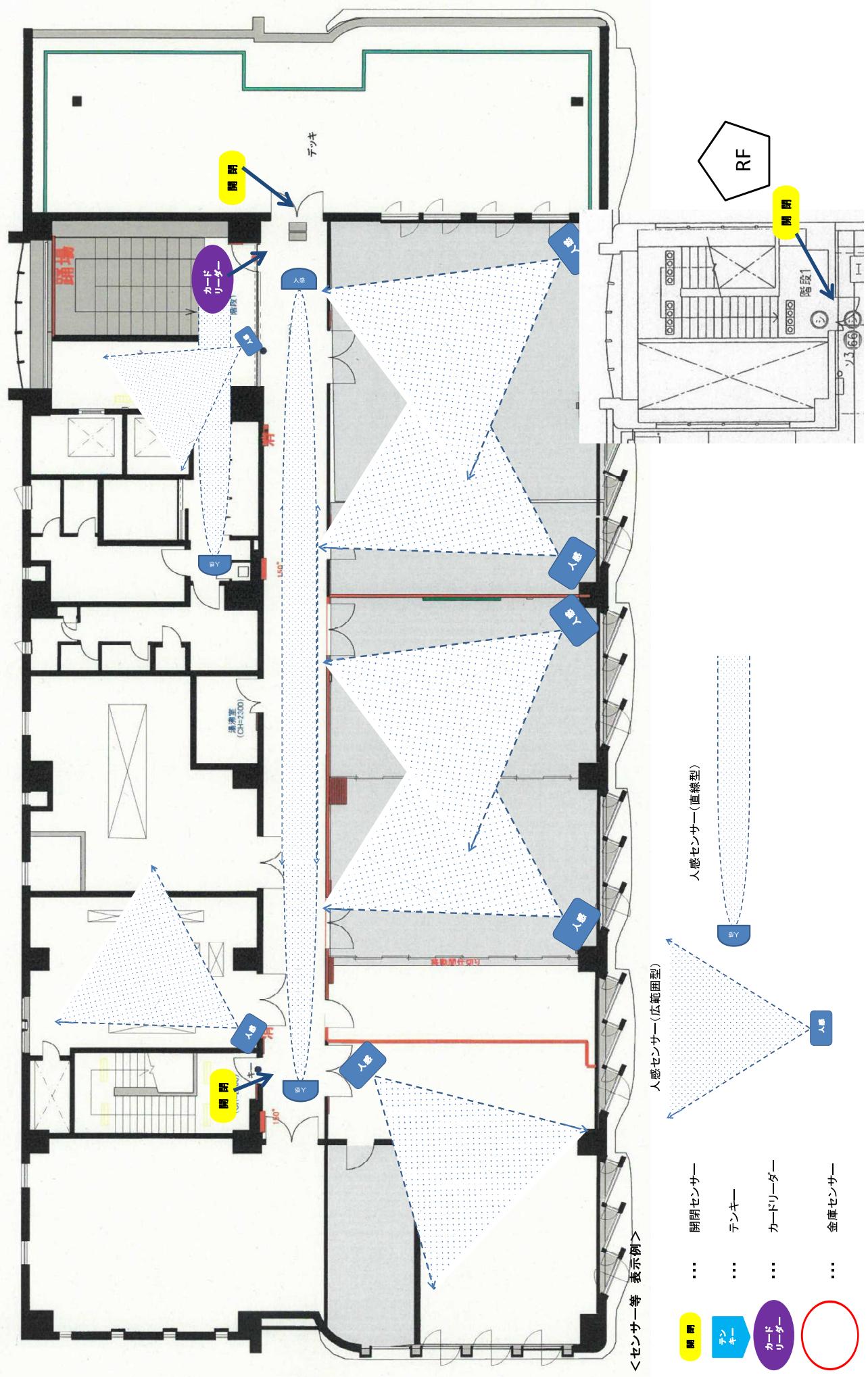
4階 総務課、雇用環境・均等室



<センサー等 表示例>



6階 共用会議室・労災補償課・他



滋賀労働総合庁舎 各階機械警備操作用器具の数量

			労働局						大津監督署	大津安定所	
			計	総務課 (4階)	徴収室 (3階)	雇用環境・均等室 (4階)	基準部 (5階)	安定部 (5階)	労災補償課 (6階)	(3階)	(1・2階)
操作用器具 数量			69	7	5	5	10	15	5	10	12
に記録するデータ	1 階	職員通用口ドア	69	7	5	5	10	15	5	10	12
	2 階	階段1 自動ドア袖扉	12								12
	3 階	階段1 自動ドア袖扉	15		5					10	
	4 階	階段1 自動ドア袖扉	17	7	5	5					
	5 階	階段1 自動ドア袖扉	30				10	15	5		
	6 階	階段1 自動ドア袖扉	47	7	5	5	10	15	5		
マスターキー			全階 共通	5	5						
合計(+)			74								

- 1) 各部署の操作用器具の数量は による。マスターキーは、総務課において管理することとし、数量は とする。
- 2) 大津監督署、大津安定所については、夫々の階に係るデータと職員通用口に係るデータを記録させる。
- 3) 労働局については、夫々の階に係るデータと職員通用口及び6階のデータを記録させる。
- 4) 徴収室については、3)に加え、4階のデータを記録させる。
- 5) 労災補償課については、3)に加え、5階のデータを記録させる。

仕様書 2

滋賀労働局（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する、甲の所有管理に属する警備対象に対する機械警備業務委託については、本仕様書に基づくこととする。

1. 件名

令和 8 年度 滋賀労働総合庁舎ほか 9 施設における機械警備業務委託

2. 目的

機械警備システムを導入することにより、下記 1.5 に示す警備対象施設（以下「施設」とする）における火災・盗難を防止し、その他の不良行為を排除するとともに、施設及び施設内の動産等の財産の保全を図り、業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

3. 機械警備業務委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

4. 警備概要

(1) 警備内容

- ア 火災・盗難及びその他不良行為の拡大防止
- イ 事故確認時における関係先への通報、連絡
- ウ 事故報告書の提出

(2) 警備方法

乙が設置する機械警備システムにより間断なく監視を行い、システムにより異常事態が確認された場合は乙の警備員が事態の対応を行う。

(3) 警備担当時間

開庁日 17：15～翌 08：30（平日）

閉庁日 08：30～翌 08：30（土・日・祝日 12/29～1/3 含む）

(4) 警備の開始と終了

4 の (3) の担当時間において、1.5 の各施設の警報装置作動開始の信号を受けた時間から警備を開始し、警報装置作動解除の信号を受けた時間に警備を終了するものとする。

5. 警報装置

令和 8 年 3 月 31 日まで機械警備業務を委託しており、警報装置は設置済みであるため、警報装置は既存のものを使用するか、使用できない場合は下記の各項目の装置を設置すること。なお配置については、別添 5 を参照のこと。

警報装置の設置については別紙の図面を参考とし、これを下回らない警備体制とすること。

警報装置を新設する場合は、令和8年4月1日から機械警備業務が開始できるよう設置すること。なお設置工事の日時は、落札者決定の日の翌日から令和8年3月31日までのうち、土・日曜日及び祝日の8時30分から17時15分までの間に行うこととする。

その際、令和8年3月31日までは既設の警報装置による機械警備業務委託契約を締結しているため、新たに警報装置を設置する場合は、令和7年度の受託者と調整の上電話回線切り替え等の環境設定を行い、令和8年4月1日からの業務履行に支障のないよう、また、令和8年3月31日までの既設の警報装置による機械警備業務に支障が生じないように万全を期すこと。

なお、既設の警報装置については令和7年度の契約終了後も当面併設することとし令和8年4月1日以降に当方の指示に基づき、令和7年度の受託者が撤去工事を実施する。

(1) 各種センサー

開閉センサー、空間センサー及び対象によって必要となる各種センサー等を、警備対象施設において機械警備業務を遂行するうえで必要な数量を、その性能を十分に発揮し得る最良の位置に過不足なく取り付けるものとする。

(2) 警報装置

警報装置は、警備対象施設で発生した異常事態を乙へ自動的に通報するシステムとする。

(3) 制御装置

各施設において、別棟の倉庫等を含め全体の警備開始・解除を一斉にセットできるものであり、セットを行った際には乙に警備開始・解除の信号を送るシステムとする。

警備開始・解除のセットはICスティック又はICカード式で行うものとし、乙は甲に各施設に必要な枚数を用意すること。

6. 警備計画書の作成について

各警備対象施設に係る警備計画書については、乙が現地を確認のうえ作成し、事前に甲の同意を得るものであること。

警備計画書：警備対象、警備料金内訳、警備目的、警備任務、警備方法、警備担当時間、警備責任時間、警備実施要領、異常事態発生時における乙の処置、事故報告書等の提出、鍵の預託、警報装置の保守点検、甲の緊急連絡者名簿の提出を必須項目とする。対象施設毎は設置警備機器の種類、設置箇所等を示した詳細な見取り図を添付すること。

7. 警備開始時と終了時の取扱い

(1) 警備開始時における取扱い

警備対象施設における取扱い

各施設の最終退庁者は防火、防犯その他の事故防止上必要な処置を行い、各警報機器のセット状況をコントローラや確認ランプ等で確認する。

その後最終退庁者は、設置したコントローラでICスティック等を使用し機械警備開

始の状態にする。

受託者

各警備対象施設の最終退庁者の警備開始の操作により、自動的に信号を受信し、警備を開始する。

(2) 警備終了時における取扱い

警備対象施設における取扱い

各施設の最初の入庁者は、コントローラで IC スティック等を使用し機械警備解除の状態にする。

受託者

各警備対象施設の最初の入庁者の警備解除の操作により、自動的に信号を受信し、警備を終了する。

(3) 入退庁状況の確認について

各施設の日単位の入退庁状況を 1 ヶ月毎に書面で提出するか、甲のパソコン上で日単位の入退庁状況を閲覧・印刷できる状態にすること。

8 . 異常事態発生時における乙の処置

(1) 警報受信装置により警備対象施設に異常事態が発生したことを確認したときには、乙は警備員を速やかに現地に急行せしめ、異常事態の調査を行うとともに、事態の拡大防止にあたる。

(2) 警備対象施設に到着した警備員は異常事態を確認後、乙の警備監視部署にその状況を連絡し、必要に応じて所轄消防署、警察署、ガス会社、電力会社等の関係機関へ通報する。

(3) 乙は、あらかじめ届出のある各警備対象施設の緊急連絡者へ連絡する。

9 . 事故報告書の提出

警備実施期間中に事故が発生したときは、乙は事故報告書を甲の警備責任者に提出するものとする。

10 . 鍵、IC スティック等の預託

警備実施に必要な鍵、IC スティック等は、甲と乙相互に預託し、預託された鍵はそれぞれ厳重な取扱いと保管をするものとする。

また本契約期間満了時は、乙は速やかに甲に鍵を返却することとする。

11 . 警報装置の保守点検

各警備対象施設に設置された警報装置の機能については、乙が適宜保守点検を行うものとし、点検の都度その状況を甲へ報告するものとする。

12 . 各警備対象施設の緊急連絡者名簿の提出

甲は、乙に対しあらかじめ緊急連絡者名簿を提出することとし、緊急連絡者名に変更があるときは、遅滞なくその都度文書をもって通知する。

13. 再委託について

別添 4 のとおり

14. その他

- (1) 通常使用する回線が万一切断された場合でも、別の回線やその他の手段により機械警備状況を警備監視部署において認知できること。
- (2) 機械警備システムの設置が整わない場合は、常駐による警備を行うものとする。
- (3) 警報機器を撤去する必要が生じた場合、また本契約期間満了後における警報機器の撤去に要する費用は乙の負担とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。
- (5) 乙は業務の遂行に当たり知り得た個人情報又は甲が秘密保持すべき対象として指定した情報等については厳に秘密を保持し、甲の事前の承諾なくしてこれらを第三者に開示又は漏洩してはならない。また、業務遂行後これらの情報に係るデータを削除し、データを返却すること。
- (6) 入札金額は、毎月の警備費用及び機械警備システムの機器及び設置に係る工事費用等全て含めること。

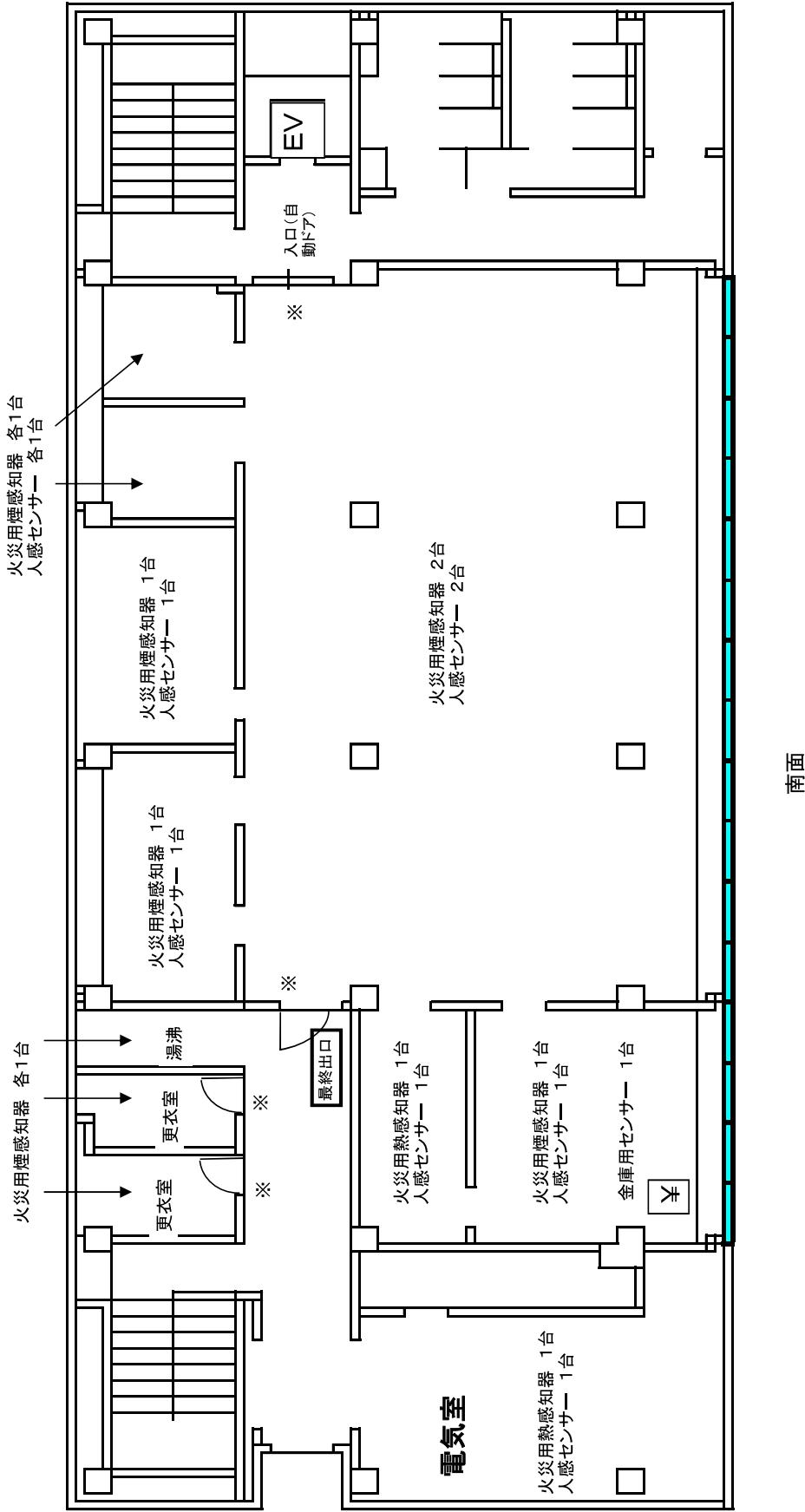
15. 警備対象施設

施設名	所在地	電話番号	I C カード枚数
彦根労働基準監督署	彦根市西今町 58 - 3 3 階	0749-22-0654	6 枚
東近江労働基準監督署	東近江市八日市緑町 8 - 14	0748-22-0394	6 枚
大津公共職業安定所高島出張所	高島市安曇川町末広 4 - 37	0740-32-0047	6 枚
長浜公共職業安定所	長浜市南高田町辻村 110	0749-62-2030	5 枚
彦根公共職業安定所	彦根市西今町 58 - 3 1 階	0749-22-2500	6 枚
東近江公共職業安定所	東近江市八日市緑町 11 - 19	0748-22-1020	5 枚
甲賀公共職業安定所	甲賀市水口町本町 3 - 1 - 16	0748-62-0651	6 枚
草津公共職業安定所	草津市野村 5 - 17 - 1	077-562-3720	6 枚

図面上の注意点

- ・ 「 」部分は扉・窓の開閉センサーの設置箇所である。
- ・ 「 * 」部分は異常事態発生時に点滅するライトである。

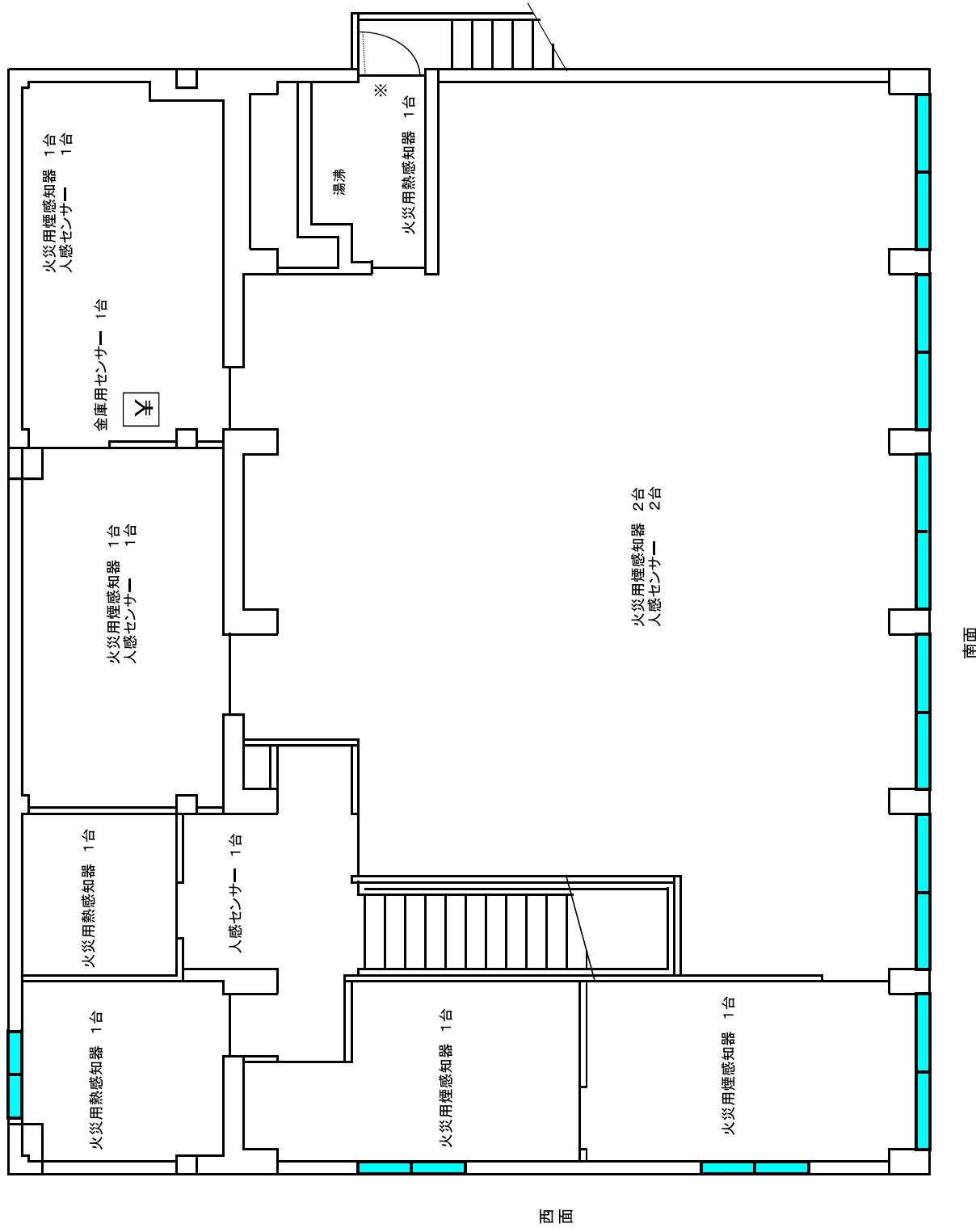
彦根労働基準監督署
(合同庁舎3階)



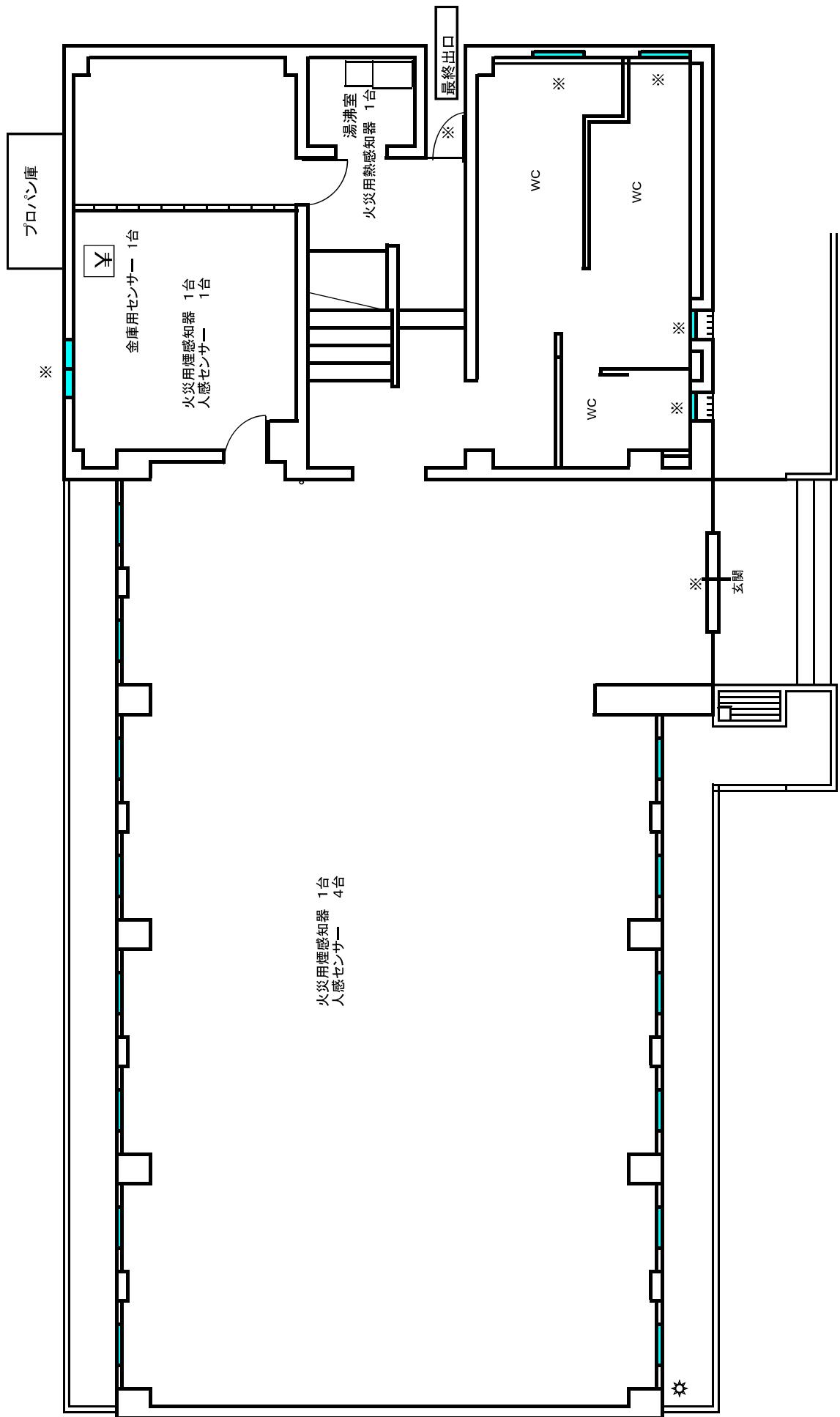
東近江労働基準監督署 1階



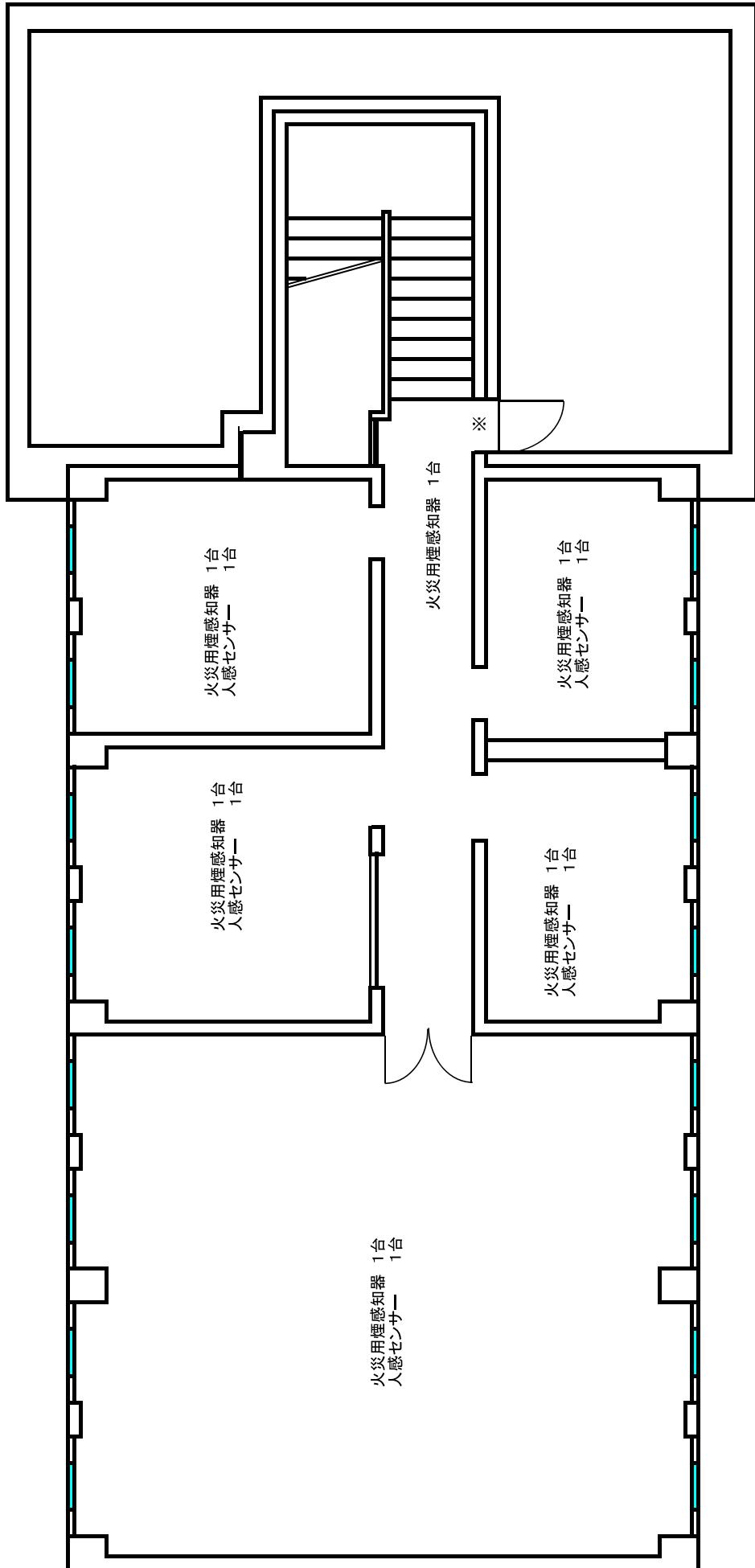
東近江労働基準監督署2階



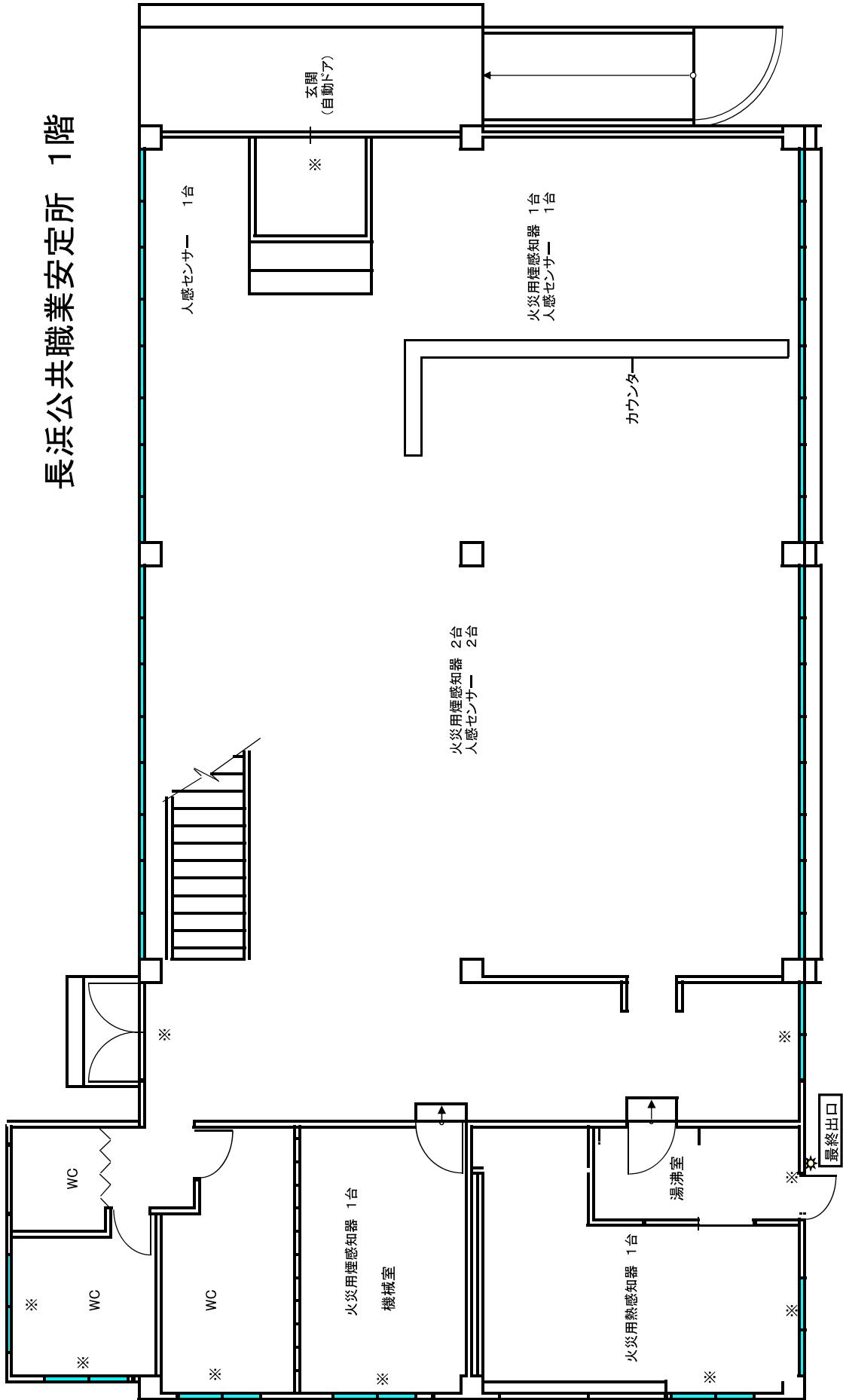
高島出張所 1階



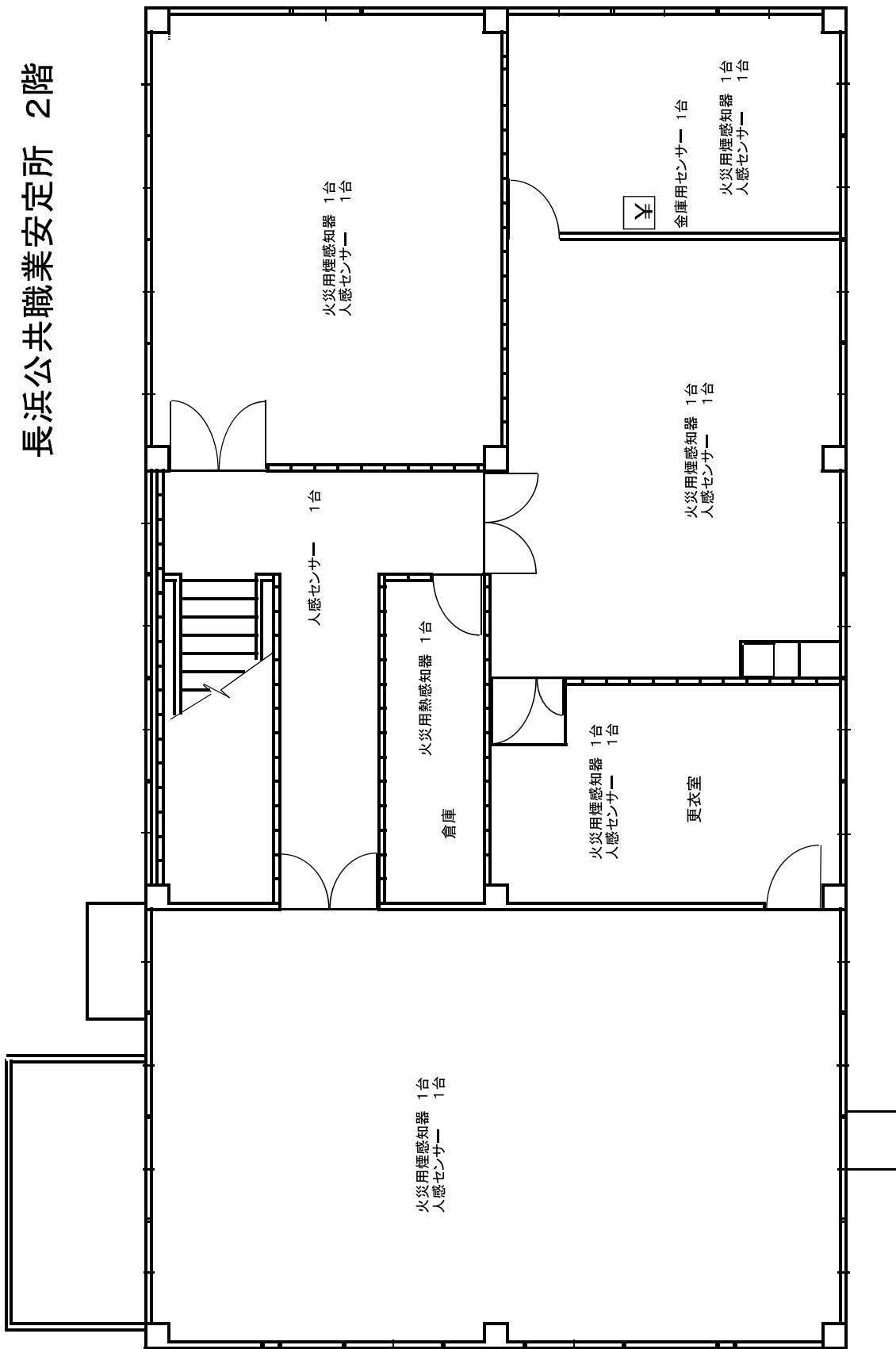
高島出張所 2階



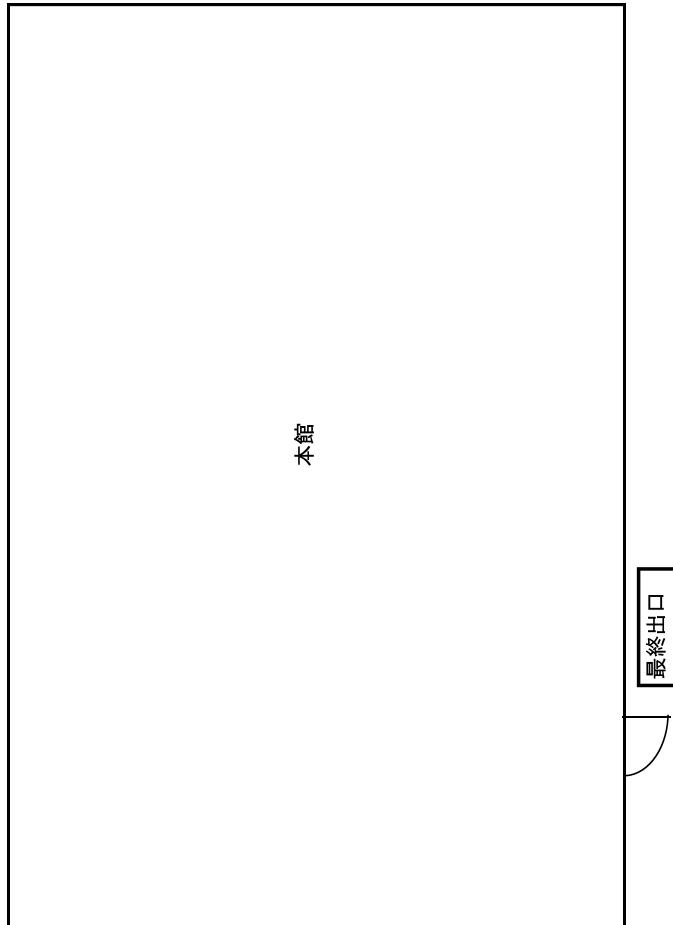
長浜公共職業安定所 1階



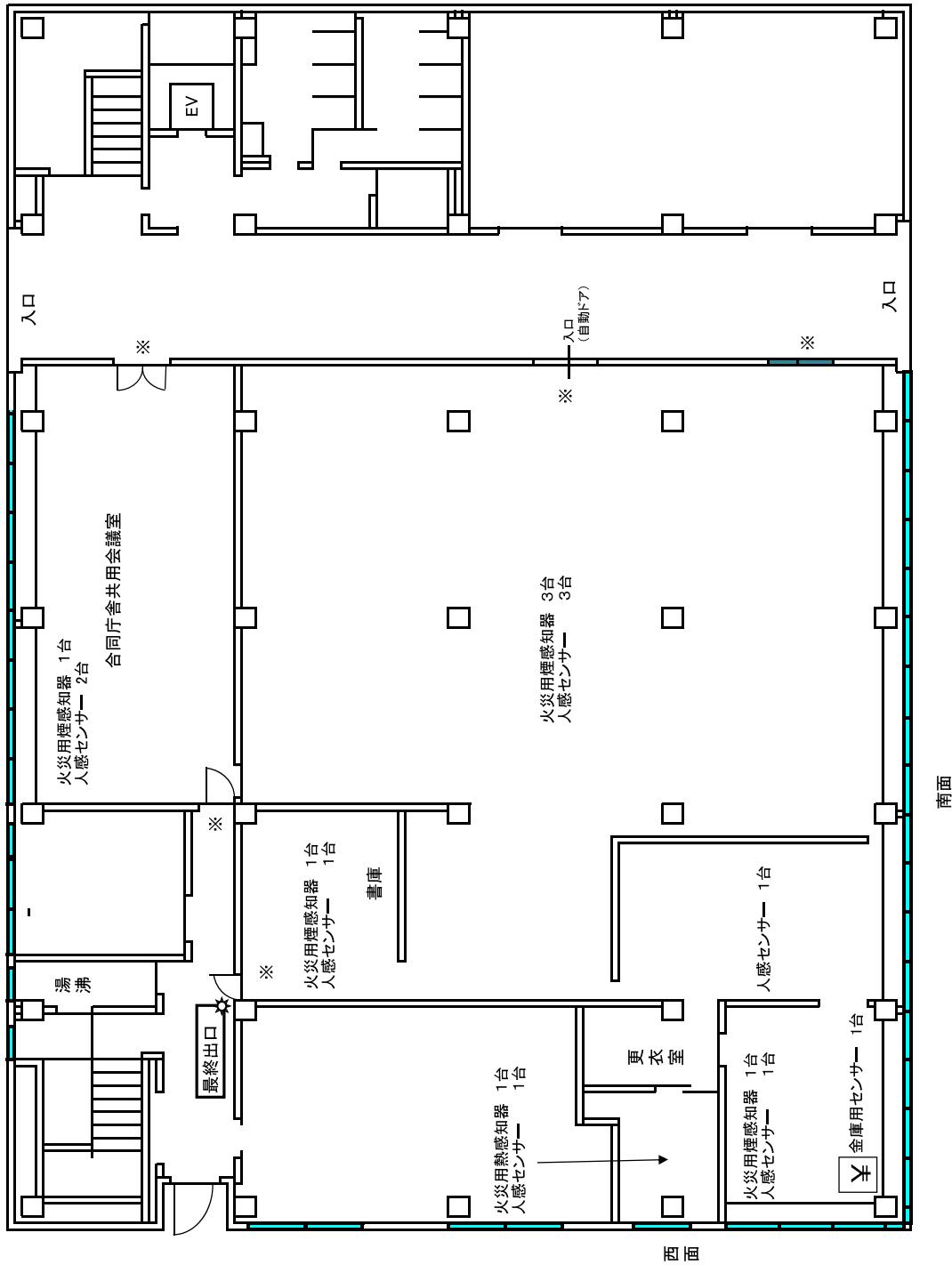
長浜公共職業安定所 2階



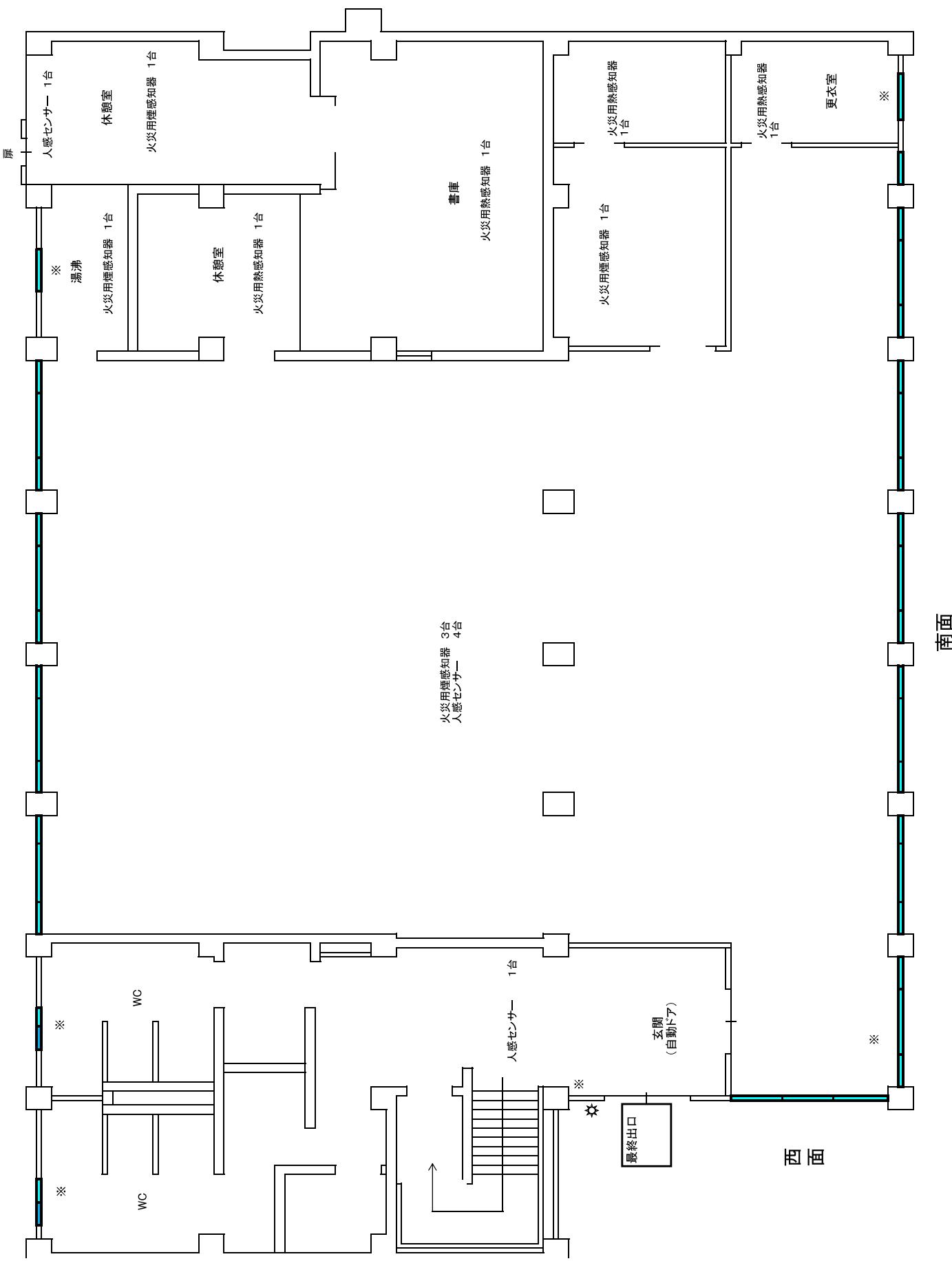
長浜公共職業安定所 書庫



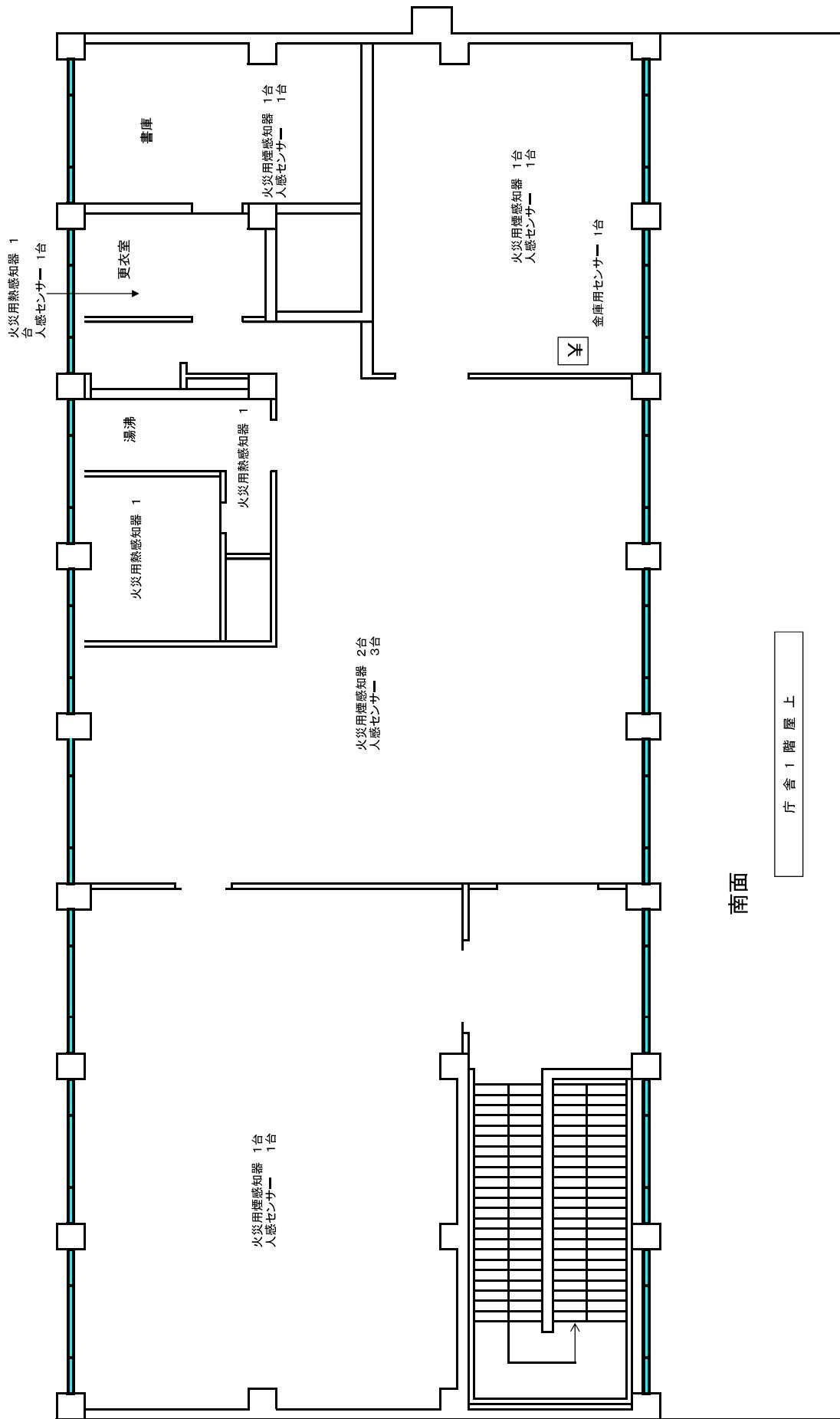
彦根公共職業安定所(合同庁舎1階)



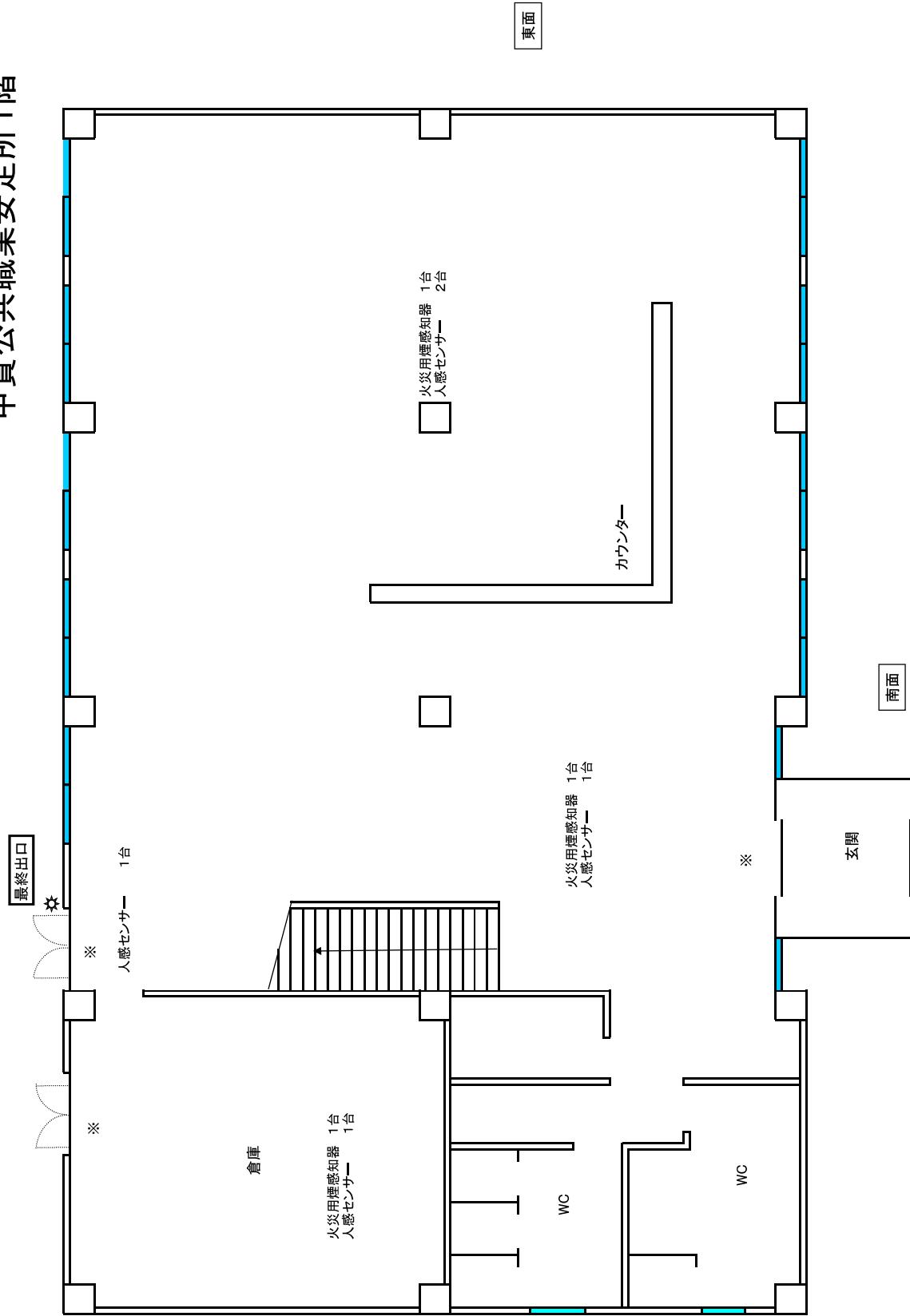
東近江公共職業安定所1階



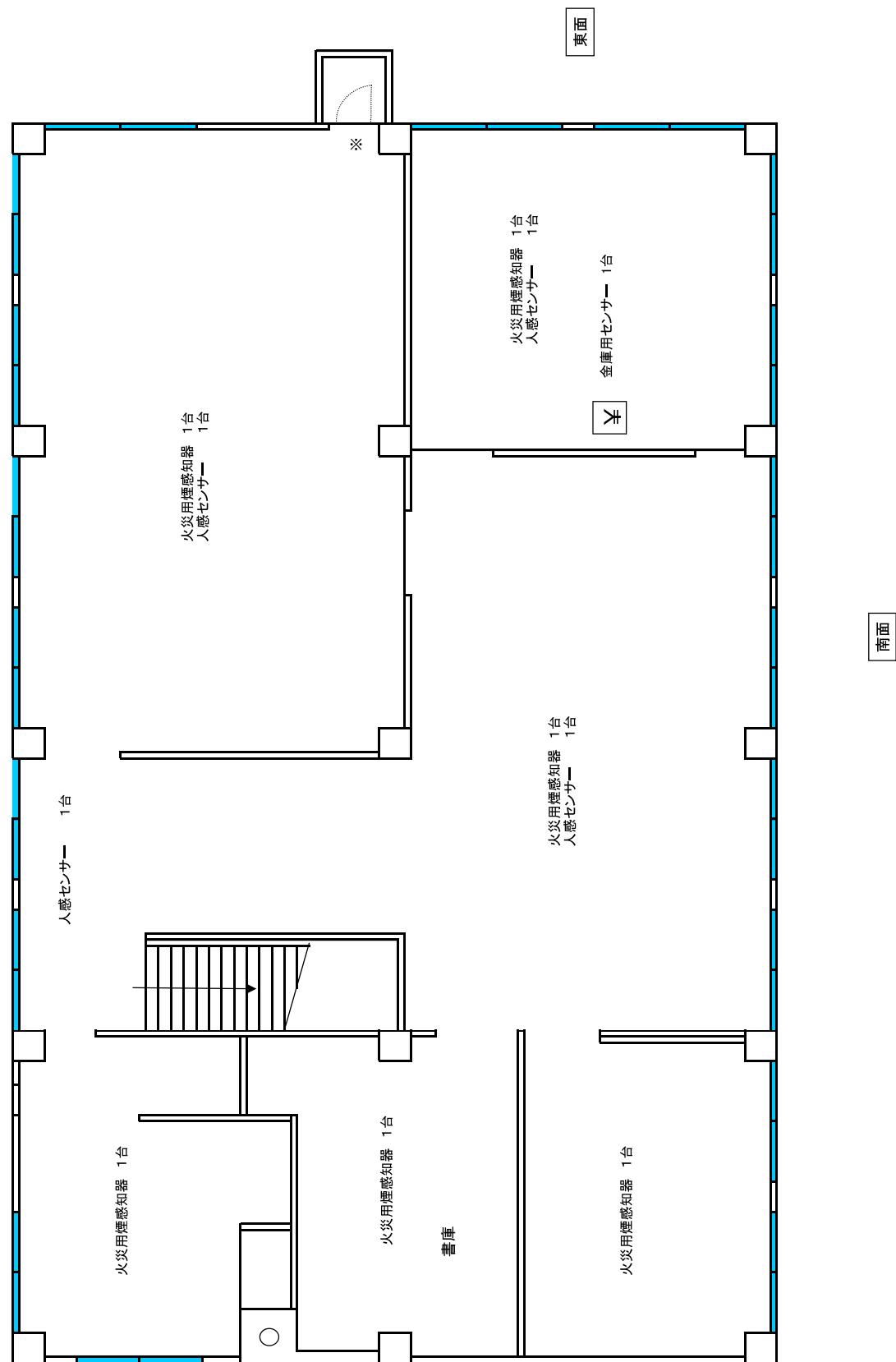
東近江公共職業安定所2階



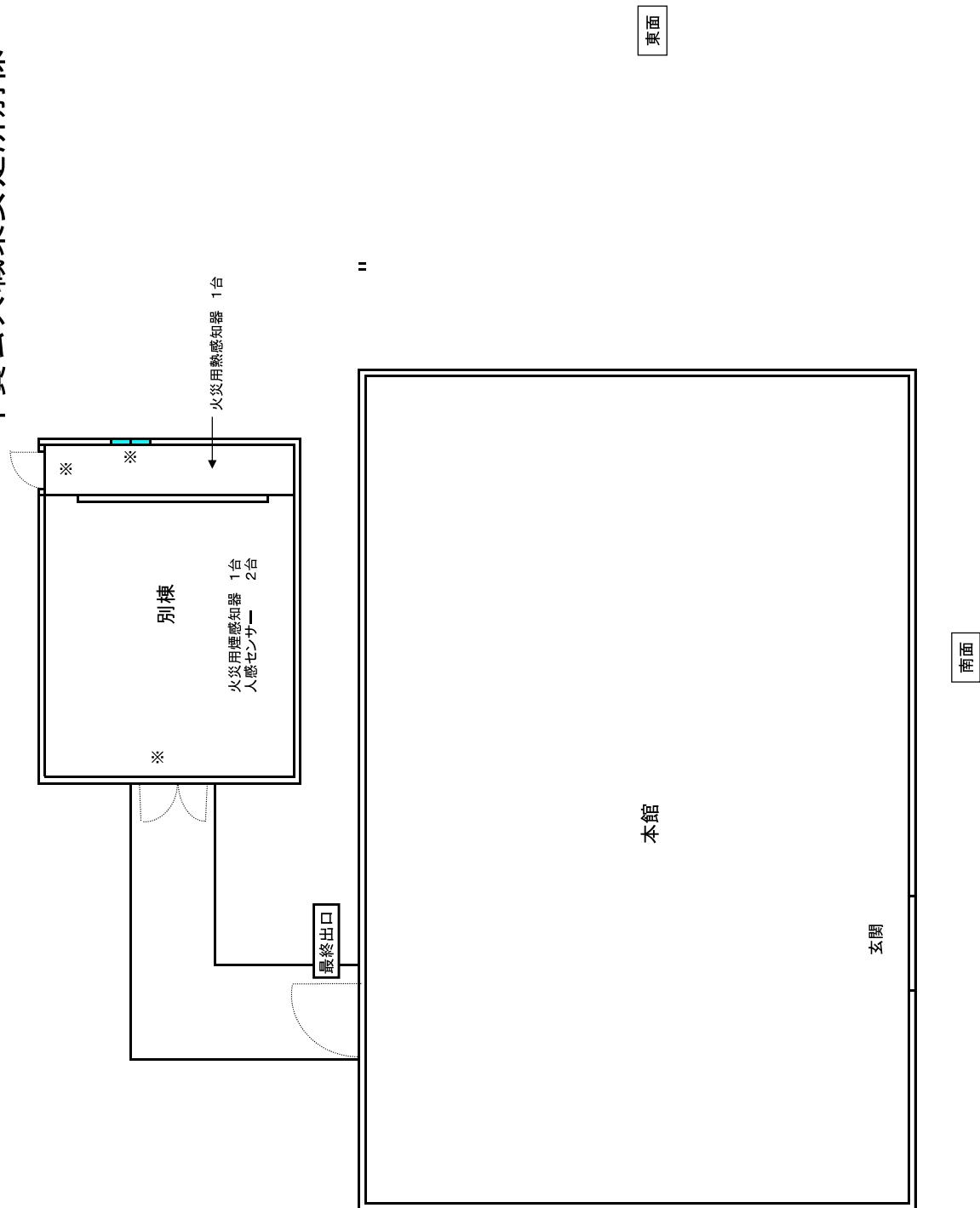
甲賀公共職業安定所1階



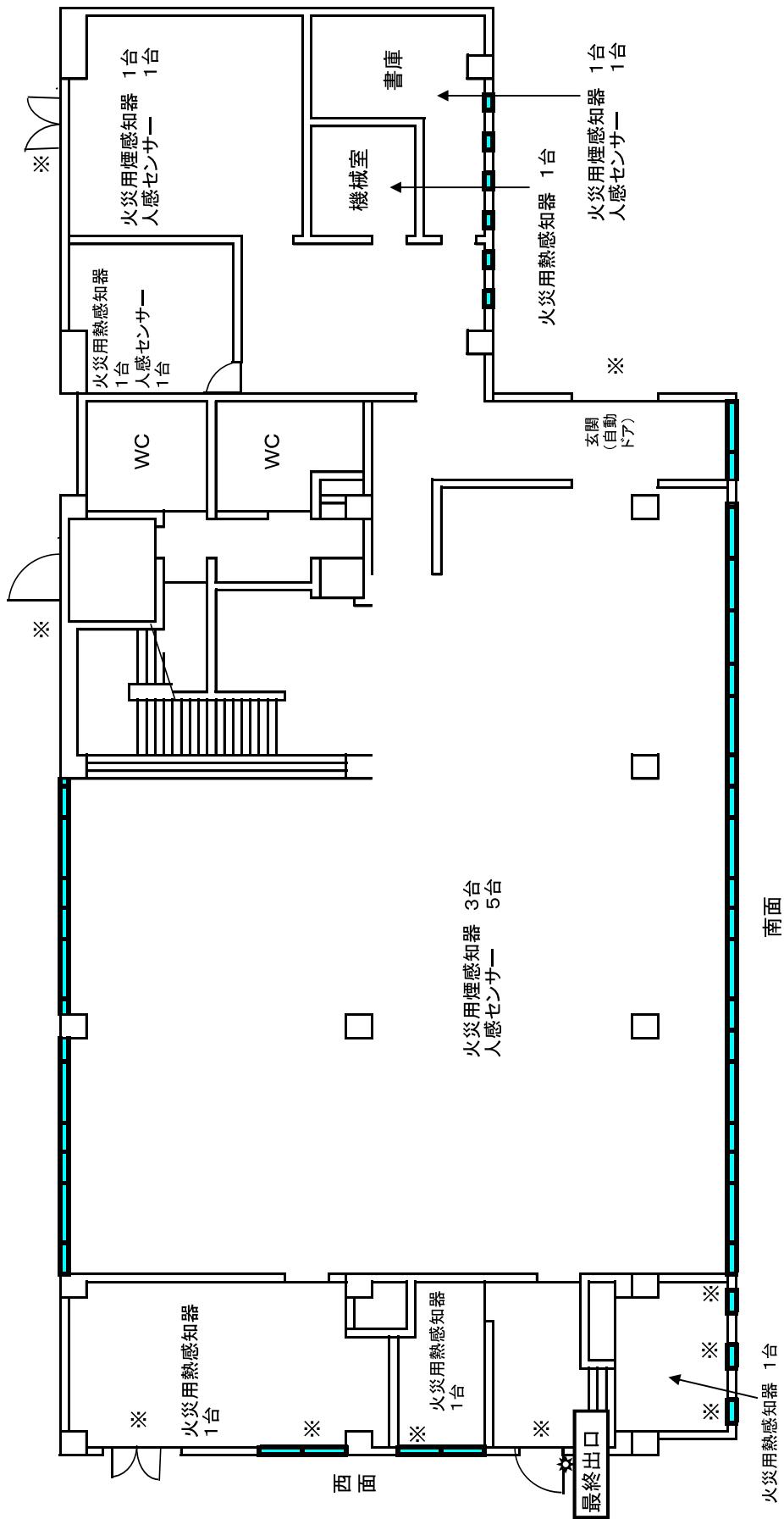
甲賀公共職業安定所2階



甲賀公共職業安定所別棟



草津公共職業安定所 1階



草津公共職業安定所 2階

火災用熱感知器
人感センサー 1台

火災用熱感知器 各1台

火災用煙感知器
人感センサー

火災用煙感知器 1台

六

湯沸室

火災用煙感知器
1台

1

火災用煙感知器
人感センサー

火災用煙感知器
人感センサー

人感センサー 1台
金庫用センサー 1台

ベランダ

南面

西面

南面

仕様書 3

滋賀労働局（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する、甲の所有管理に属する警備対象に対する機械警備業務委託については、本仕様書に基づくこととする。

1. 件名

令和 8 年度 滋賀労働総合庁舎ほか 9 施設における機械警備業務委託（助成金センターライフセーフティシステム導入事業）

2. 目的

機械警備システムを導入することにより、下記 1.5 に示す警備対象施設（以下「施設」とする）における火災・盗難を防止し、その他の不良行為を排除するとともに、施設及び施設内の動産等の財産の保全を図り、業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

3. 機械警備業務委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

4. 警備概要

（1）警備内容

- ア 火災・盗難及びその他不良行為の拡大防止
- イ 事故確知時における関係先への通報、連絡
- ウ 事故報告書の提出

（2）警備方法

乙が設置する機械警備システムにより間断なく監視を行い、システムにより異常事態が確認された場合は乙の警備員が事態の対応を行う。

（3）警備担当時間

開庁日 17：15～翌 08：30（平日）

閉庁日 08：30～翌 08：30（土・日・祝日 12/29～1/3 含む）

（4）警備の開始と終了

4 の（3）の担当時間において、1.5 の各施設の警報装置作動開始の信号を受けた時間から警備を開始し、警報装置作動解除の信号を受けた時間に警備を終了するものとする。

5. 警報装置

令和 8 年 3 月 31 日まで機械警備業務を委託しており、警報装置は設置済みであるため、警報装置は既存のものを使用するか、使用できない場合は下記の各項目の装置を設置すること。なお配置については、別添 5 を参照のこと。

警報装置の設置については別紙の図面を参考とし、これを下回らない警備体制

とすること。

警報装置を新設する場合は、令和8年4月1日から機械警備業務が開始できるよう設置すること。なお設置工事の日時は、落札者決定の日の翌日から令和8年3月31日までのうち、土・日曜日及び祝日の8時30分から17時15分までの間に行うこととする。

その際、令和8年3月31日までは既設の警報装置による機械警備業務委託契約を締結しているため、新たに警報装置を設置する場合は、令和7年度の受託者と調整の上電話回線切り替え等の環境設定を行い、令和8年4月1日からの業務履行に支障のないよう、また、令和8年3月31日までの既設の警報装置による機械警備業務に支障が生じないように万全を期すこと。

なお、既設の警報装置については令和7年度の契約終了後も当面併設することとし令和8年4月1日以降に当方の指示に基づき、令和7年度の受託者が撤去工事を実施する。

(1) 各種センサー

開閉センサー、空間センサー及び対象によって必要となる各種センサー等を、警備対象施設において機械警備業務を遂行するうえで必要な数量を、その性能を十分に発揮し得る最良の位置に過不足なく取り付けるものとする。

(2) 警報装置

警報装置は、警備対象施設で発生した異常事態を乙へ自動的に通報するシステムとする。

(3) 制御装置

各施設において、別棟の倉庫等を含め全体の警備開始・解除を一斉にセットできるものであり、セットを行った際には乙に警備開始・解除の信号を送るシステムとする。

警備開始・解除のセットはICスティック又はICカード式で行うものとし、乙は甲に各施設に必要な枚数を用意すること。

(4) 防犯カメラ

4階事務室には防犯カメラを設置し、自動的に記録する機能を附属すること。記録は概ね30日程度の動画を保存できるハードディスクを用意し、これを下回らないものとすること。

6. 警備計画書の作成について

各警備対象施設に係る警備計画書については、乙が現地を確認のうえ作成し、事前に甲の同意を得るものであること。

警備計画書：警備対象、警備料金内訳、警備目的、警備任務、警備方法、警備担当時間、警備責任時間、警備実施要領、異常事態発生時における乙の処置、事故報告書等の提出、鍵の預託、警報装置の保守点検、甲の緊急連絡者名簿の提出を必須項目とする。対象施設毎は設置警備機器の種類、設置箇所等を示した詳細な見取り図を添付すること。

7. 警備開始時と終了時の取扱い

(1) 警備開始時における取扱い

警備対象施設における取扱い

各施設の最終退庁者は防火、防犯その他の事故防止上必要な処置を行い、各警報機器のセット状況をコントローラや確認ランプ等で確認する。

その後最終退庁者は、設置したコントローラで IC スティック等を使用し機械警備開始の状態にする。

受託者

各警備対象施設の最終退庁者の警備開始の操作により、自動的に信号を受信し、警備を開始する。

(2) 警備終了時における取扱い

警備対象施設における取扱い

各施設の最初の入庁者は、コントローラで IC スティック等を使用し機械警備解除の状態にする。

受託者

各警備対象施設の最初の入庁者の警備解除の操作により、自動的に信号を受信し、警備を終了する。

(3) 入退庁状況の確認について

各施設の日単位の入退庁状況を 1 ヶ月毎に書面で提出するか、甲のパソコン上で日単位の入退庁状況を閲覧・印刷できる状態にすること。

8 . 異常事態発生時における乙の処置

(1) 警報受信装置により警備対象施設に異常事態が発生したことを確認したときには、乙は警備員を速やかに現地に急行せしめ、異常事態の調査を行うとともに、事態の拡大防止にあたる。

(2) 警備対象施設に到着した警備員は異常事態を確認後、乙の警備監視部署にその状況を連絡し、必要に応じて所轄消防署、警察署、ガス会社、電力会社等の関係機関へ通報する。

(3) 乙は、あらかじめ届出のある各警備対象施設の緊急連絡者へ連絡する。

9 . 事故報告書の提出

警備実施期間中に事故が発生したときは、乙は事故報告書を甲の警備責任者に提出するものとする。

10 . 鍵、IC スティック等の預託

警備実施に必要な鍵、IC スティック等は、甲と乙相互に預託し、預託された鍵はそれぞれ厳重な取扱いと保管をするものとする。

また本契約期間満了時は、乙は速やかに甲に鍵を返却することとする。

11 . 警報装置の保守点検

各警備対象施設に設置された警報装置の機能については、乙が適宜保守点検を行うもの

とし、点検の都度その状況を甲へ報告するものとする。

12. 各警備対象施設の緊急連絡者名簿の提出

甲は、乙に対しあらかじめ緊急連絡者名簿を提出することとし、緊急連絡者名に変更があるときは、遅滞なくその都度文書をもって通知する。

13. 再委託について

別添4のとおり

14. その他

- (1) 通常使用する回線が万一切断された場合でも、別の回線やその他の手段により機械警備状況を警備監視部署において認知できること。
- (2) 機械警備システムの設置が整わない場合は、常駐による警備を行うものとする。
- (3) 警報機器を撤去する必要が生じた場合、また本契約期間満了後における警報機器の撤去に要する費用は乙の負担とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。
- (5) 乙は業務の遂行に当たり知り得た個人情報又は甲が秘密保持すべき対象として指定した情報等については厳に秘密を保持し、甲の事前の承諾なくしてこれらを第三者に開示又は漏洩してはならない。また、業務遂行後これらの情報に係るデータを削除し、データを返却すること。
- (6) 入札金額は、毎月の警備費用及び機械警備システムの機器及び設置に係る工事費用等全て含めること。

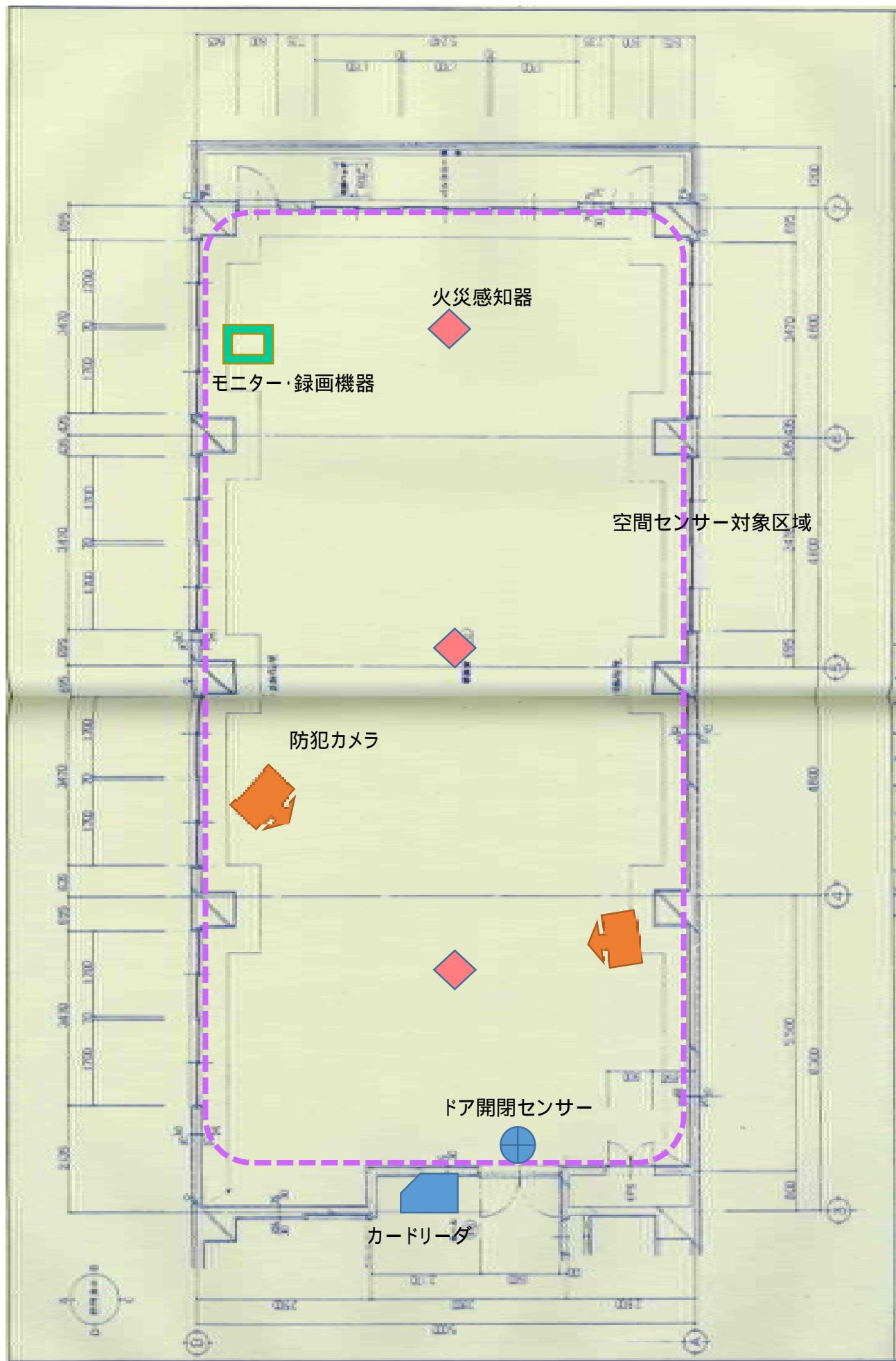
15. 警備対象施設

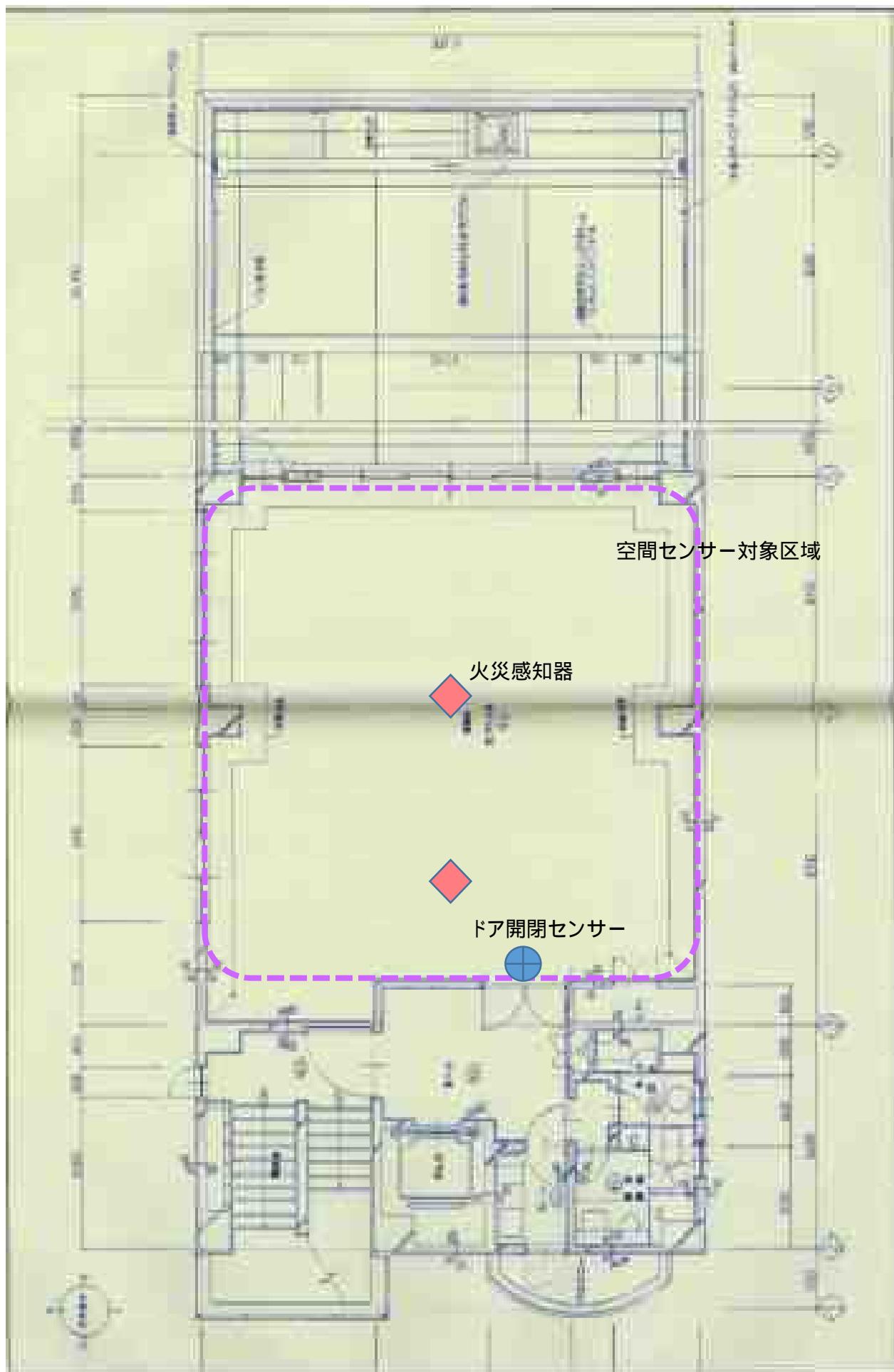
施設名：滋賀労働局助成金センター

所在地：滋賀県大津市打出浜13番49 大津京都建物ビル4階、5階

電話番号：077-526-8251

IC スティック等本数：6本





再委託について

1. 本件契約業者は、委託業務の全部を一括して再委託することはできない。
2. 本件契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ、「再委託に係る承認申請書」(契約書別添様式1)を支出負担行為担当官滋賀労働局総務部長(以下、「支出負担行為担当官」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託にかかる金額が50万円未満の場合は、この限りではない。なお、承認を受けた内容を変更する場合には「再委託に係る変更承認申請書」(契約書別添様式2)により同様の承認を受けることとする。
3. 本件契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再受託者」という。)の行為について、支出負担行為担当官に対しその責任を負うものとする。
4. 本件契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、本契約書に定める規定を準用し、再受託者と契約を締結しなければならない。
5. 本件契約業者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図(契約書別添様式3)を支出負担行為担当官に提出しなければならない。
6. 本件契約業者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書(契約書別添様式4)を支出負担行為担当官に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれに該当する場合については、届出を要しない。
 - (1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
 - (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - (3) 契約金額の変更のみの場合。
7. 再委託先が本件契約会社の子会社((会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)である場合も再委託として取り扱わなければならない。

上記で記載した様式及び別紙については、契約書に添付することとし、契約締結後に交付する。